

行政書士 
— gyoseisyoshi-shizuoka —

 しずおか 

2024

No.313

春号



～ 三立製菓株式会社 本社（浜松市中央区中央） ～



静岡県行政書士会



郷土の偉人物語 ～浜松編～

三立製菓株式会社 創業者 ～ まつしまやすへい 松島保平 ～

『源氏パイ』や『かにぱん』を子供の頃に食べたことがある方は多いのではないのでしょうか。製造元の三立製菓株式会社は「カンパン」でもおなじみですね。その三立製菓株式会社（以下“三立”）の本社が浜松にあることはあまり知られていないようです。

防災意識の高まる昨今、カンパンの大手メーカーである三立の創業者“松島保平”にスポットを当てました。



松島保平

【松島保平の生涯】

松島保平は1883（明治16）年、引佐郡郡長だった松島吉平（松島十湖の雅号で知られる俳人）の三男として誕生しました。13歳で棒屋中村商店（店主は中村藤吉）の丁稚として修業を積み、後に番頭として活躍しました。

1889（明治22）年に中村藤吉が出資して棒屋商店冰糖部が設けられますが、技術者の脱退などで解散。その後、1913（大正2）年、新たに中村冰糖合資会社が設立されると保平は常務となり、会社を軌道に乗せることに尽力しました。さらに冰糖の輸出の改善を図り、浜松の冰糖業界の発展にも貢献しました。

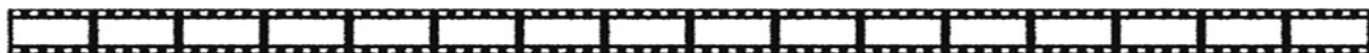
中村冰糖合資会社は、大日本精糖株式会社そして冰糖商会と一本化され、1918（大正7）年に大日本冰糖株式会社となりました。保平は、この会社の常務取締役となって会社の発展に力を尽くすとともに、冰糖の製造過程でとれる冰糖蜜の再利用を考え始めます。

現在でも売られている「金平糖」は当時もありましたが、値段が高く人気がありませんでした。そこで、保平は金平糖の量産化を考え、約1年の研究の末、1921（大正10）年に冰糖蜜から金平糖を製造する機械を完成させます。これが功を奏し、昭和のはじめ頃に浜松は金平糖の生産量、日本一となりました。

1921（大正10）年、保平は冰糖と金平糖の生産を一体化させた三立製菓株式会社を創設。1924（大正13）年には冰糖を利用したビスケットの生産を開始します。東京や中国、朝鮮などでの生産もスタートさせ、1931（昭和6）年には東京に工場を建設しました。さらに1937（昭和12）年にはカンパンの製造も開始、その後、第二次世界大戦後の混乱期の中で会社をいち早く建て直すのです。



金平糖の掛物用平鍋



三立本社エントランス

【三立製菓株式会社】

創業者 松島保平は「消費者、販売者、製造者」の三者、あるいは「従業員、株主、経営者」の三者が、もっとも安定した形で成り立つようにと、社名を「三立」と命名しました。三立の現在の取締役社長 清水康光氏は、“まだ平等の意識さえ薄い時代に、すでに消費者や従業員の存在を重視し、このように温かいまなざしを向けた経営者は稀な存在であったといえるでしょう”と語っています。

【カンパンのおとも】

非常時は、まず「命をつなぐため」の水やおにぎり、パンなどが優先されますが、こうした栄養に加え、甘いものを口



にすると心の安定にもつながることがわかってきました。被災してパニックになったとき、甘いものを口にすることで、強いストレスを感じている心を落ち着かせ、リラックスさせる効果があります。これは、糖分には「幸せホルモン」ともいわれるエンドルフィンやセロトニンを脳内に分泌させる働きがあるからです。こうしたことから、非常食に甘いお菓子やキャンディを加える人も増えています。

カンパンに氷砂糖や金平糖が入っていることも多いですね。これにも理由があり、ひとつは糖分補給のため、もうひとつは口に含んでゆっくり溶かすことで唾液の分泌を促し、水分の少ないカンパンを食べやすくするためです。このカンパンと氷砂糖の組み合わせは今も続いていて、いつでもどこでも食べられるカンパンは、非常食の定番としてさまざまな場所で備蓄されています。



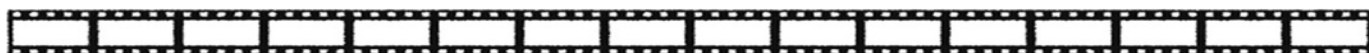
今回の記事を書くことで、浜松と氷砂糖やカンパンとの意外な縁を知ることができました。そんな歴史に思いをはせながら、防災グッズを準備するのもいいかもしれませんね。

参照元：三立製菓ホームページ <https://www.sanritsuseika.co.jp/>

浜松ものづくり企業ナビ <https://www.hamamatsu-mononavi.jp/>

浜松情報Book <http://www.hamamatsu-books.jp/index.html>

今回は浜松の偉人を取り上げさせて頂きました。皆様の地元で紹介したい方がいましたら、広報委員会までお知らせ下さい。



CONTENTS

総 会 報 告	3
SBSラジオ『Scoopy』の生中継で行政書士業務のPR	14
私の履歴書	15
「教えて先輩！」	18
今さら聞けないビジネス用語	広報委員会 伊藤 僚……20
仕事に役立つIT活用 第21回「IoT技術おもしろ活用事例」	広報委員会 古橋 洋美……21
幸せの小箱	広報委員会 酒井佑一郎……22
コミュニティFMにて行政書士のPRを行いました	23
富士・富士宮支部 第1回建設業無料相談会、環境委員会	24
会員の動静	25
令和5年度第2回新入会員特別研修	31
会議議事内容	32
編 集 後 記	46



～ 三立製菓株式会社 本社（浜松市中央区中央） ～

三立製菓のお菓子工場を見学することができます。個人での見学はできませんが、小学校1年生から6年生の児童を対象に、学校のクラスや団体で申し込むことができます。身近なお菓子が作られる工程を見学して試食もできるので、楽しい体験になるのではないのでしょうか。

ご興味のある方は「はままつ人づくりネットワークセンター」の講座から資料をダウンロード、申し込みができます。

はままつ人づくりネットワークセンター <https://www.hamahitonet.jp/>

令和 6 年度静岡県行政書士会定時総会

日時：令和 6 年 5 月 24 日(金) 会場：プラサヴェルデ沼津 多目的ホール



総会風景



ご来賓の皆様



写真コンクール会長賞表彰



正副議長



懇親会風景

令和6年度 静岡県行政書士会定時総会

日時:令和6年5月24日(金) 会場:プラサヴェルデ沼津 多目的ホール

会長挨拶

静岡県行政書士会会長 平岡 康弘

会場にお集まりの皆様、こんにちは。

令和6年度の定時総会、今年は沼津での開催となりました。富士山と駿河湾に囲まれ、山・海の幸が豊富で自然豊かな地で、御用邸・沼津深海水族館など見どころも豊富です。

ここプラサヴェルデ キラメッセぬまづに、こうしてご来賓の方々をお招きし、開催出来ましたこと、大変嬉しく思います。同時に日頃より当行政書士会にご理解ご協力頂いていることに感謝申し上げます。

最初に、今年一月一日に発生した能登半島地震により、お亡くなりになられた方のご遺族、被災された方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。少しでも早く元の生活が訪れること心より願っています。

私は現在、常住連合会長のもと執行部の一員として仕事をさせて戴いていますが、その事業活動の一つに制度発展のための行政書士法改正の取り組みがあります。昭和22年に制定され、幾度となる改正を経て現在の行政書士法に至っているわけですが、更なる改正に向けて議論を交わす過程において、現行法に至るまで、改正に携わった諸先輩の方々の苦悩と知恵を伺い知る機会を得ました。

行政書士の業務は、弁護士は除きますが、他の士業には見られない広大な業務範囲があることから、行政書士法の改正は社会に与える影響が大きく、多方面からの理解を得ることでやっと成立に至るというものでした。

今現在も日行連は、日政連と連携のもと、デジタル社会においてもしっかりと機能する法改正を進めているところです。

先ほども触れましたが、行政書士法は、特定の業務に限られる他の士業と性質が異なることから、その制度の特性を生かして法律制定以来、現在まで時々社会の変遷・情勢に合わせて業務拡大を図ってきたことはご存じのとおりです。

その魅力ある行政書士の制度をフル(full)に活用し、更に制度を発展・充実させ、事業者・県民をサポートし、行政との橋渡しを通じて相互に発展していくことが私たち行政書士のあるべき姿なのではないかと思っています。

そして私たちはその使命に応えるため、日頃より自己研鑽に励み業務の見識に加え良識を備えるよう努めなければなりません。

日行連では、行政書士としての倫理の理解を深めて、常にその意識を持ち続ける重要性を鑑み一般倫理研修を義務化するとともに、「行政書士職務基本規則」を制定いたしました。統一的な見解を共有し、私たちの更なる資質向上に役立てていきたいと思っています。

最後に、会員の皆さまからの情報提供やご意見をいただきながら、事業に取り組んでまいりますので、今後ともご協力・ご支援をいただくことをお願いして挨拶とさせていただきます。

今日一日宜しくお願い致します。



ご来賓祝辞

静岡県知事職務代理者 **森 貴志 様**
(静岡県経営管理部次長兼デジタル推進官 村松正章様代読)

令和6年度静岡県行政書士会定時総会の開催に当たり、一言お祝いを申し上げます。

本日は、会員の皆様の御出席の下、総会がこのように盛大に開催されますことを心からお喜び申し上げます。

また、皆様方には、日頃から本県行政の推進に多大な御理解と御協力を賜っておりますことに、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

さて、社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）が急速に進展するなか、自治体においても、オンライン申請やワンストップ窓口等、いわゆる「フロントヤード」の改革を積極的に進め、住民サービスの向上と業務の効率化を図ることが求められております。

本県においても、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの一層の普及・利活用を促進する取組を行っており、行政書士の皆様の御尽力もあって、令和6年3月末時点の本県のマイナンバーカード交付率は、全国平均を上回る75.9パーセントとなりました。「ふじのくにDX（ディーエックス）推進計画」では、「誰にも優しく、誰もが便利に、安全・安心、そして豊かに」を基本理念としており、デジタル化の推進による利便性を誰もが実感できるよう、引き続き行政手続の専門家である皆様の御見識を県民のために、最大限御活用いただきたいと存じます。

また、近年は、自然災害の頻発・激甚化が大きな問題となっており、県内においても、令和4年の台風15

号や昨年の台風2号などにより、県下で多くの方が被災され、甚大な被害が生じました。そのような状況において、貴会におかれましては、大規模災害時被災者支援協定に基づく



罹災証明書の交付代理申請や静岡県災害対策士業連絡会相談会への相談員派遣など、県民の皆様の安全・安心な生活の支援に取り組んでいただきました。皆様の多大な御支援に感謝申し上げるとともに、心から敬意を表する次第であります。

本県は、未来に向け、持続可能な社会形成に力を注ぎ、SDGsの先進県として、世界の人々が憧れる魅力ある地域を築いていきたいと考えています。

大きな時代の変革の中、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を実現するためには、様々な行政手続に精通し、幅広い知識と経験を有する行政書士の皆様の役割が重要です。

本県といたしましても、引き続き静岡県行政書士会との連携を密に図ってまいりますので、今後とも本県行政に対し、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、静岡県行政書士会の更なる御発展と会員の皆様の御健勝を祈念申し上げまして、お祝いの言葉といたします。

ご来賓祝辞

沼津市長 頼重 秀一 様

本日は静岡県行政書士会 令和6年度定例総会の開催、誠にありがとうございます。

また、本日の定例総会が、昨年市制100周年を迎え、新たな100年に向けて歩みだしている沼津市にて開催いただくことに、厚く御礼申し上げます。

さて、行政書士の皆様におかれましては、官公署に提出する申請書類の作成、提出手続きの代理等、幅広い業務範囲を有し、国民の生活に密着した法務サービスの提供を行う専門家として日々業務に取り組まれていることに、深く敬意を表するものであります。

さらに近年、東日本大震災や熊本地震、北海道胆振東部地震、更には能登半島地震等、大規模災害の発生が続いておりますが、各地域の行政書士会の皆様は、合同相談会の開催や罹災証明書の交付申請支援等を通じて、被災された地域住民の皆様の生活再建に必要な手続の支援に取り組まれていると伺っております。

こうした中、静岡県行政書士会におかれましては、大規模災害時における被災者支援協力に関する協定を本市とも締結いただいております、万一の発災時には、窓口の設置や書類作成

等の支援をいただくことで、被災した方々の迅速な生活再建と不安の解消の一助となりますことを大変心強く感じております。

本日は、事業・会務に関する報告や計画、収支予算決算に係る議事のほか、総務大臣、静岡県知事表彰等の表彰、写真コンクール受賞者に対する記念品贈呈等が行われると伺っております。

ここに、御出席の皆様の益々の御健勝と御多幸、また行政書士制度並びに静岡県行政書士会の益々の発展を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。



ご来賓祝辞

日本行政書士会連合会会長 常住 豊 様

(常任理事 宮本重則様代読)

この度の令和六年度静岡県行政書士会定時総会の開催にあたり、心よりお祝い申し上げます。

また、日頃より、平岡会長をはじめ静岡県行政書士会の会員の皆様には、日本行政書士会連合会の事業運営に多大なるご理解とご協力を賜り、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

最初に、本年一月一日に発生した能登半島地震に際し、被災された全ての方々に心からお見舞い申し上げます。

日行連は発災後直ちに大規模災害対策本部を招集し、情報収集と対策の検討に当たりました。石川県行政書士会をはじめ被災地の単位会、総務省などと連携し、復旧・復興に向けた支援活動を展開しています。

現在も支援金・義援金の募集を継続しておりますので、引き続きご協力いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付け変更から一年が経ち、様々な催しや経済活動に活気が戻りました。このコロナ禍による社会の変化で大きなものは、我が国の社会のデジタル化が進む端緒になったことだろうと思います。

本年度の日行連においては、引き続き、この社会のデジタル化にしっかりと対応し、リードしていく存在になることを大きな目標として、事業を推進してまいります。

昨年六月に内閣が閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、「デジタル社会の活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指すこととされており、これは我が国の将来像の基本となってゆくものと考えられます。

私たち行政書士は、行政手続き、権利義務・事実証明に関する業務を通して、社会との約束を果たす使命があります。デジタル社会が進む中、国民の皆様、事業者の皆様並びに各行政機関にとって行政書士制度がこれまでと変わらず重要な役割を担えるよう、「デジタル社会に機能する行政書士法の改正」を力強く推進してまいります。

一方、このような社会の変化に私たち行政書士が対応し、信頼を得ていくためには、自発的な資質の維持向上が肝要です。

本年一月の理事会において、行政書士の職務に関する倫理と行為規範を明らかにするため、これまでの「行政書士倫理」に代わるものとして「行政書士職務

基本規則」を制定し、四月一日から施行されました。

私たち行政書士は、教養を深め、法令並びに実務に精通するよう研鑽に努めるとともに、たえず人格の向上を図り、行政書士としての品位を保持しなければなりません。

加えて、デジタル社会においても行政書士が国民と行政の橋渡しとしての役割を担っていくためには、私たち行政書士一人ひとりがデジタル分野に関する知見を深める努力が大切です。

昨年度から五年に一度の受講が義務化された一般倫理研修に加え、関連する研修を積極的に受講していただくなど、行政書士全体の更なる資質の向上にご協力をお願いいたします。

また、デジタル化に対応する取組みとして進めている新たな行政書士会員管理システムについては、本年三月からテストを開始しています。引き続き、登録関係事務を中心とした業務の効率化を実現するため、順次オンライン化に対応してまいります。

そして、行政書士業務におけるオンライン申請時にシステム上で行政書士資格の証明が行えるよう、デジタル庁が開発する「国家資格等情報連携・活用システム」との資格情報の連携に向け、環境整備も進めてまいります。

これからも単位会並びに会員の皆様の負担軽減を図りつつ、行政書士業界全体のデジタル化、その先にあるデジタルトランスフォーメーションを推進してまいります。

五万人を超える行政書士は、各地域に密着し、国民に寄り添う街の法律家です。

複雑多様化する社会にあって、行政書士に対する期待は、より一層高まるものと確信しております。行政書士法に定められた制度の目的を不断に果たすべく、どうぞ皆様方におかれましては、引き続きご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びとなりますが、静岡県行政書士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、お祝いのご挨拶とさせていただきます。



ご来賓祝辞

日本行政書士政治連盟会長 井口 由美子 様
(幹事長 菅邦博様代読)

本日、ここに令和6年度静岡県行政書士政治連盟の定期大会並びに静岡県行政書士会の定時総会が開催されますこと、誠におめでとうございます。

また、平素は本連盟の活動にご理解ご協力を賜るとともに、地元議員の皆様との信頼関係の構築にご尽力いただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、昨年6月に、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、「誰一人取り残されないデジタル社会」、つまり国民誰もが、日常的にデジタル化の恩恵を享受できる環境を整備することが必要であり、豊かさを真に実感できるデジタル社会の実現こそが肝要であるとされました。

ここで掲げられている、「誰一人取り残されないデジタル社会の実現」の一翼を担うのが、まさに国民に寄り添い、国民の権利利益の実現のために深く関わる私たち行政書士であります。デジタルデバイドを抱えた国民であれば、猶更私たち行政書士がそのデバイドを本人に代わって解消していくなど、行政書士がデジタル社会においても資格者代理人として重要な役割を果たすことを確たるものにすべく、令和元年の法改正以降今日まで、本連盟は日行連とともに次なる行政書士法の改正に取り組み、そのスローガンを「デジタル

社会に機能するための行政書士」と掲げ、各党議員連盟並びに議員懇話会の皆様の協力をいただくべく、関係省庁との協議を重ね、他士業にもご理解をいただくよう、方針を組み

立てており、これが具体的な形に整いましたら、あらためて各党議員連盟並びに議員懇話会の総会の開催をお願いすることを予定しております。会員の皆様にも法改正について、具体的にお示しできる時になりましたら、機を逃さずにお伝えしたいと考えております。

何としてもこの度の法改正を成し遂げるべく、日々活動を行っているところであり、この法改正の実現が、「豊かさを真に実感できるデジタル社会の実現」へ貢献できるものと確信しております。

結びになりますが、引き続き静岡県支部の皆様には、本連盟の活動へのご理解ご協力をお願い申し上げますとともに、静岡県支部の今後益々のご発展と本日ここにご参集されました皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。



顕彰者のご紹介

総務大臣表彰受賞者

児島 良孝 会員
鈴木 芳雄 会員
奥山 浩行 会員

行政書士業務功労表彰者

伊藤 雅夫 会員
松浦 富雄 会員

退任顕彰者表彰

退任顕彰者94名を代表して神木俊典会員に表彰状及び記念品授与

写真コンクール入選者

会長賞	村松 正利 会員	「夏の棚田」
優秀賞	鎌田 俊己 会員	「古都の秋を満喫（東福寺通天橋）」
優秀賞	石井 康一 会員	「早春の庭園」
入 賞	野中 房代 会員	「ビーチブランコの少女」
入 賞	三澤 五朗 会員	「田舎の夏」
入 賞	岩本 信幸 会員	「大場川のほとり」
佳 作	竹内 一登 会員	「4年ぶり、本番直前の御殿屋台」
佳 作	桑田 恭輔 会員	「西伊豆の海」
佳 作	前田 芳秀 会員	「モデル I. M（静岡支部 支部旅行にて）」

入選者9名を代表して「夏の棚田」で会長賞を受賞した西遠支部 村松正利会員に記念品授与



令和 6 年度 静岡県行政書士会 定時総会 議事録

日 時：令和 6 年 5 月 24 日(金) 自 13 時 30 分 至 15 時 40 分

会 場：沼津市大手町 1-1-4

プラサヴェルデ キラメッセぬまづ「多目的
ホール 1」

会員数：1,527 名（令和 6 年 5 月 24 日現在、個人会員
のみ）

1. 開会の辞

倫理綱領唱和

2. 物故会員追悼

物故者氏名報告

3. 会長挨拶

4. 来賓紹介

5. 来賓祝辞

6. 祝電披露

7. 総務大臣表彰

8. 静岡県知事表彰

9. 静岡県行政書士会顕彰規程に基づく表彰状、感謝 状及び記念品贈呈

10. 写真コンクール受賞者記念品贈呈

11. 新入会員紹介

12. 議長、副議長選出

司会者が、議長及び副議長の選出について議場に諮ったところ、「司会者一任」との声があった。司会者は、慣例により前年度の支部長協議会の議長、副議長を指名し、全会一致で承認された。

議 長 西遠支部 倉田 清人 会員

副議長 富士宮支部 杉浦 輝 会員

13. 議長団就任挨拶

14. 議事録署名人選出

議長が、議事録署名人の選出について議場に諮ったところ、「議長一任」との声があった。議長は、議事録署名人に次の 2 名を指名した。

西遠支部 守屋 和弘 会員

富士宮支部 小川 和洋 会員

15. 出席者状況報告

土田総務委員会統括部長は 5 月 24 日現在の出席者状

況を報告。

会員総数（個人会員のみ） 1,527 名

出席会員の数 272 名

委任状を提出した会員の数 963 名

うち代理権行使者が欠席した等により

無効となった委任状の数 19 名

委任状有効数 944 名

うち会長職務代理に委任した者 814 名

その他の者に委任した者 130 名

議決権行使者の数 1,215 名

以上の通り定足数が充足している旨を報告し、議長に委任状を提出した。

議長は、上記報告を受け、静岡県行政書士会会則第 22 条に基づき本会議の成立を宣言し、開会を告げた。

16. 議 事

議長は、本総会の会期が総会次第により本日 1 日限りであることを告げ、議案に対し、事前に提出された質疑通告書は無かったと報告した。

ここで議長は、関連議案を一括上程することを議場に諮り、承認された。

第 1 号議案 令和 5 年度事業及び会務報告

第 2 号議案 令和 5 年度収支決算報告の件

議長は、関連する第 1 号議案及び第 2 号議案を一括上程し、最初に第 1 号議案の説明を平岡会長に求めた。

平岡会長は、第 1 号議案に関して、令和 5 年度事業及び会務報告として、事業計画の基本方針に添った運営を行ったと内容を説明した。

次に、議長は、第 2 号議案の説明を小関経理委員会統括部長に求めた。

小関経理委員会統括部長は、令和 5 年度収支決算報告等の詳細内容を説明した。

関連して、大石代表監事が静岡県行政書士会会則第 14 条第 5 項及び同第 40 条の 2 に基づく令和 5 年度期末監査を令和 6 年 4 月 12 日に行い、経理及び役員の業務執行状況を監査した結果、適正に執行されていると報告を行った。

議長は、議案説明が終了したことを告げ、一括上程した第 1 号議案及び第 2 号議案の承認を議場に諮った

ところ、賛成多数で原案通り可決承認された。

第3号議案 令和6年度事業計画（案）の件

第4号議案 令和6年度収支予算書（案）の件

議長は、関連する第3号議案及び第4号議案を一括上程し、第3号議案の説明を平岡会長に求めた。

平岡会長は、第3号議案に関して、基本方針に基づく令和6年度事業計画案の詳細な説明を行った。

次に、議長は第4号議案の説明を小関経理委員会統括部長に求めた。

小関経理委員会統括部長は、第4号議案に関して、令和6年度収支予算書案は、令和6年度事業活動計画に沿った予算編成に基づき作成したものであると、詳細内容を説明した。

議長は議案説明が終了したことを告げ、第3号議案及び第4号議案の承認を議場に諮り、賛成多数で原案通り可決承認されたため、一括上程した第3号議案令和6年度事業計画（案）及び第4号議案令和6年度収支予算書（案）の（案）の抹消を告げた。

議長は、本総会に付議された全議案の審議が終了したことを告げた後、時間に余裕があるため本会への意見要望等を受け付けると述べ、発言を希望する者に挙手を求めたが無かったため、退任挨拶を行い、正副議長席を退席した。

17. 閉会の辞



堀内 昭次会員が黄綬褒章を受章されました

令和6年4月29日付けをもって春の褒章が発令され、静岡県行政書士会の堀内昭次会員（掛川支部）が黄綬褒章を受章されました。堀内会員は昭和55年の行政書士登録・入会以来、44年間の長きに渡って業務に励んでおられ、またこの間には静岡県行政書士会会長・副会長及び日本行政書士会連合会理事を歴任し、行政書士制度の普及と発展に多大な貢献をなさいました。



令和6年度静岡県行政書士政治連盟定期大会議事録

日時：令和6年5月24日(金) 自16時00分至16時31分

会場：沼津市大手町1-1-4

プラサヴェルデ キラメッセぬまづ「多目的
ホール1」

会員数：1,478名（令和6年5月24日現在、賛助会員
を除く）

1. 開会の辞

2. 会長挨拶

3. 議長、副議長選出

司会者は、議長及び副議長の選出について議場に諮り、「司会者一任」との声をうけ、慣例により前年度の分会長会議の議長、副議長を指名し、全会一致で承認された。

議長 富士宮分会 杉浦 輝 会員
副議長 西遠分会 倉田 清人 会員

4. 議長団挨拶

5. 議事録署名人指名

議長は、議事録署名人の選出について議場に諮り、「議長一任」との声をうけ、議事録署名人に次の2名を指名した。

富士宮分会 小川 和洋 会員
西遠分会 沖田 祐子 会員

6. 資格確認（出席状況報告）

小倉副幹事長は、5月24日現在の出席者状況を報告。

会員総数	1,478名
出席会員数	243名
委任状を提出した者の数	939名
うち、代理権行使者が欠席した等により 無効となった委任状数	19名
委任状有効数	920名
うち、幹事長に委任した者	797名
その他の者に委任した者	123名
議決権行使者数	1,162名

定足数の充足を報告し、議長に委任状を提出した。

議長は、報告を受け、静岡県行政書士政治連盟規約



第14条第2項に基づき本会議の成立を告げ、開会した。

7. 議事

議長は、本大会の会期が本日1日限りであることを告げた。

事前に議案に対する質疑通告書は無かったと告げ、関連議案を一括上程することを議場に諮ったところ、異議無しとの声があり、一括上程が承認された。

第1号議案 令和5年度運動報告の件

第2号議案 令和5年度収支決算書報告の件

議長は、第1号議案及び第2号議案を一括上程し、中山会長に第1号議案の説明を求めた。

中山会長は、第1号議案令和5年度運動報告の内容について詳細説明を行った。

次に、議長は小倉副幹事長に第2号議案の説明を求めた。

小倉副幹事長が第2号議案令和5年度収支決算書報告の詳細を説明した。

引き続き議長は、静岡県行政書士政治連盟会計監査の代表として川口会計監査に、監査報告を求めた。

川口会計監査は、静岡県行政書士政治連盟規約第7条第7項により、令和6年4月12日に令和5年度期末監査会を実施、本連盟の経理及び業務を監査した結果、適正に執行されているとの報告を行った。

議長は、一括上程した第1号議案及び第2号議案の承認を議場に諮り、異議無く満場一致により原案通り可決承認された。

第 3 号議案 令和 6 年度運動方針（案）の件**第 4 号議案 令和 6 年度収支予算書（案）の件**

議長が第 3 号議案及び第 4 号議案を一括上程し、中山会長に第 3 号議案の説明を求めた。

中山会長が、第 3 号議案令和 6 年度運動方針（案）の内容について説明を行った。

次に、議長は第 4 号議案について、小倉副幹事長に説明を求めた。

小倉副幹事長が、第 4 号議案令和 5 年度収支予算書（案）の詳細説明を行った。

議長は、一括上程した第 3 号議案及び第 4 号議案の承認を議場に諮り、異議無く満場一致をもって原案通

り可決承認された。

議長は、一括上程した第 3 号議案令和 6 年度運動方針（案）及び第 4 号議案令和 6 年度収支予算書（案）に記載された（案）の文字の抹消を告げた。

議長は、本大会に付議された全議案の審議が終了したことを告げた後、時間に余裕があるため静岡県行政書士政治連盟への意見要望等を受け付けると述べ、発言を希望する者に挙手を求めたが無かったため、退任挨拶を行い、正副議長席を退席した。

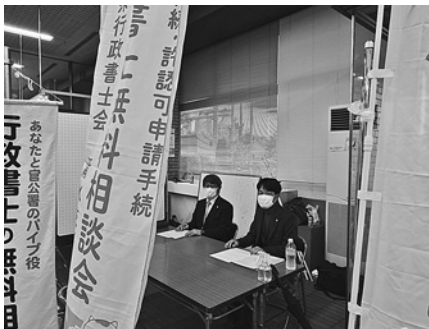
8. 閉会の辞

SBSラジオ『Scoopy』の生中継で行政書士業務のPR

2月22日の行政書士記念日に行われた清水支部無料相談会に合わせ、SBSラジオ「ゴゴボラケ」の1コーナー、街角ステーションの9分間に生出演し、行政書士業務のPRを行いました。

平岡会長、清水支部杉本守支部長、柴友理広報委員の3名がScoopyの取材を受け、平岡会長が「行政書士業務」について、杉本支部長が「清水支部の活動」について、柴委員が「静岡県行政書士会の広報活動」について話をしました。

Scoopyキャスタードライバー“なみへいさん”の軽快な進行のもと、行政書士業務の幅広い業務についてアピールするとともに無料相談会についてもお話しし、行政書士が『身近な街の法律家』として気軽に相談できる存在であることを印象付けることができました。



清水区役所1階で無料相談が行われていました。予約の方も飛び込みの方もあり、相続・遺言・土木農地の相談など、PR通りの幅広い分野でお役に立てました。



なみへいさんとリハーサル。楽しく会話をしながらシナリオを確認し、何度も読み合わせを行いました。



中継開始直前です。小さな機械をみんなで囲み緊張が高まりましたが、山田門努さんの呼びかけで放送がスタート。行政書士をPRすることに余念がありません。



無事に放送が終了しました。緊張から解放され、関係者のみなさんで記念撮影。

今回で4回目の出演となる会長は、余裕の笑顔でした。そんな会長を中心に、各支部で無料相談を開催していること、本会では月に1度無料の電話相談を承っていることなど、行政書士が身近で頼りになる存在であることを存分にアピールしてきました！

常任理事紹介「わたしの履歴書」



静岡県行政書士会 常任理事 小倉 正稔

所 属：静岡支部

入 会 年：平成12年10月16日入会

主な役職：

静岡支部副支部長 平成27年度～平成28年度

静岡支部支部長 平成29年度～平成30年度

常 任 理 事 令和5年度～現在

(公共等業務受託管理G 統括部長)

(環境委員会 統括部長)

日本で初のオリンピック開催を数年後に控え世は「所得倍増計画」が打ち出され、高度経済成長の真っ只中、私は旧清水市にて生まれました。父方の祖父は、油絵が趣味だった配属将校、叔祖父はギター界の草分け的存在であったと聞いています。父は公立中学の教師（英語・音楽）を務めており、その父の元で私は小学校入学と同時にピアノを習わされ、小学校卒業まで6年間続けました。（結局、バイエル、ツェルニーを途中までで卒業）4年生からはソフトボールも始め、父から鉄アレイ、エキスパンダーを与えられたものの今思えば上半身のみの非科学的筋トレのみ、結果ポジションは大体捕手でした。中学入学と同時に軟式テニスを始め、アマチュア無線を趣味とするようになりました。高校に入学した年に父は吹奏楽の強豪校に異動となり、3年間春先から秋にかけて毎晩自宅でコンクールの曲を聞かされました。その影響からか私自身も吹奏楽部に入部し、トランペットを2年間吹くこととなりました。大学ではアルバイトに明け暮れ、卒業後はデベロッパーの営業職を関東東区で勤め、この間に宅建主任者、行政書士の資格を取得しました。その後縁

あって静岡市内の司法書士事務所にお世話になり、そこらでは取引先リース会社の債権回収のお手伝いをさせていただき、民事執行法、民事保全法はもちろん、国税徴収法にも興味が湧き、税理士試験の科目合格まで果たすことができました。その後とある資格試験受験学校の副支社長、支社長を拝命後、念願の行政書士登録開業となった次第です。

事務所として実家を間借りしてのスタートでしたが、その当時の先輩方、同期の仲間の皆様には本当に恵まれ、現在の私の行政書士としての礎はこの時期に築けたと思っています。最初の受託業務は、建設業許可新規申請でした。路面標示施工の会社でしたから「塗装工事業」の許可を希望されていましたが、相談させていただいた先輩から「この会社は標識、ガードレールなどの設置、補修工事なども手掛けているだろうからとび・土工工事業も取得できると思うよ」とアドバイスを受け、結果二業種の許可取得ができました。行政書士の知識・経験により許可の内容が変わる、差別化に繋がることを知ったときでした。この先輩には連日ご指導いただき、許可の手引きの内容がずとんと腹落ちし、帰りの車中では何とも言えない充実感を味わったものです。

さて、私は本会業務として環境委員会、公共等業務受託管理グループで統括部長を務めております。また日行連では、「行政書士制度調査室」の委員を務めております。環境委員会は、主として（廃掃法）に基づく許可手続きを調査研究し、県下会員の皆様にその成果を講習会の形で提供しています。加えて個別物品の特性に応じた規制である「自動車リサイクル法」「小型家電リサイクル法」などの諸法令及び環境省が策定した環境マネジメントシステムであるエコアクション21の認証登録制度等についても情報提供させていただいております。環境問題は、従来からの循環型社会構築に向けての様々な施策、そして昨今の汚染土壌の適正処理、盛土等の規制、水循環保全など環境の保全、産業の健全な発展に向け、ますます複雑なものとなってきています。

次に行政書士会が行う官民からの業務受託についてですが、行政書士会の目的達成に必要な事項に含まれるとの見解が総務省より示されています。公共調達手続きは、業者間で公正な競争をさせることを目的とし

ており、競争（一般・指名）入札が原則ですが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等に限り随意契約となります。各単位会が受託している業務は多種多様ですが、我が静岡会では例えば静岡県からの経営事項審査の事前審査業務などの歴史ある業務があります。私たちグループでは主に道路内民地問題につき、静岡県内各市町に嘱託業務の提案をし、実績をあげてきました。これからもこの道路内民地の解消、所有者確認調査、相続登記未処理物件の追跡調査（戸籍等の調査、相続関係説明図作成等）などの業務を掲げ、委託業務

の提案を行っていきます。

思い返せば、ちょうど1年前に中部ブロックからのご推薦をいただき、理事となる覚悟はできていたものの、常任理事は想定外でした。還暦を迎え、多くの同級生の生活スタイルが一変していくのに触発され、あれほどイヤだったピアノをまた始めたいとサイレントピアノを物色していたところでした。あこがれのショパンのワルツ12番が弾けるようになるのはいつのことか…。



静岡県行政書士会 常任理事 稲葉 洋行

所 属：三島支部

入 会：平成15年5月23日

主な役職：

三島支部副支部長 平成29年度～平成30年度

三島支部長 平成31年度～令和2年度

理 事 令和3年度～令和4年度
(災害対策支援委員会委員長)

常 任 理 事 令和5年度～
(土木農地委員会統括部長・災害対策
支援委員会統括部長)

今期より常任理事を務めることになりました、三島支部の稲葉洋行と申します。皆さんよろしくお願ひします。

出身地は県東部の函南町で、現在も函南町に事務所を構え業務を営んでおります。

父が測量会社を営んでいたため、私も小学校6年生くらいから、夏休みや冬休みはいつも現場作業の手伝いに駆り出され、中学生の頃にはトランシットの扱いや、平板測量などの技術を身に付けていたので、父も

後を継いでくれることを期待していたと思いますが、一年で最も暑い時期と、寒い時期だけ外で作業を手伝っていたので、測量に対してきつい仕事というイメージが出来上がり、将来は測量以外の仕事につきたいと強く思うようになっていました。

そして高校で進路を決めるときに、測量をやりたい一心で、勝手に調理師学校に願書を出して大学推薦を断ったため、土木関連への進学を望んでいた父は口をきいてくれなくなり、母に何とか学費を出してもらって調理師学校へ通わせてもらいました。

調理師学校を卒業後、西麻布に在るリストランテ・アルポルトというお店で片岡譲シェフの元4年ほど調理師として働いていました。当時はバブルの絶頂期でイタ飯ブームもあり、新しいお店が次々とオープンしていく時代で、オープンして3ヶ月くらいオープニングスタッフとしていろいろな店の厨房に派遣され、いろんなシェフの料理を勉強でき楽しかったのですが、とにかく給料が安くて生活が出来ず、結局父に頭を下げて測量の仕事に従事することになりました。

父の会社に入る前に修行を兼ねて、沼津の建設コンサルタント会社に平成5年に就職しました。

ここでは関西国際空港のエプロンの舗装の丁張出しの仕事や、道央自動車道の清水音更町工区の測量、アクアラインの木更津インターの舗装丁張の測量等、今では経験できないような大きな現場の仕事をさせてもらったり、国土地理院の三角点の測量などを経験し、入社5年目頃から新東名の用地測量が本格化したため、本社で新東名やエコパの用地測量等の作業に従事していました。

その後平成13年に父の会社に入り、平成14年の行政書士試験に合格することが出来、平成15年に入会し、早いもので今年でちょうど20年経ちました。

現在は、父が高齢になってきたので父の会社を引き継ぎ、平成31年に土地家屋調査士の登録をし、測量設計業務、農地土木関係の申請業務、登記業務等を行っています。

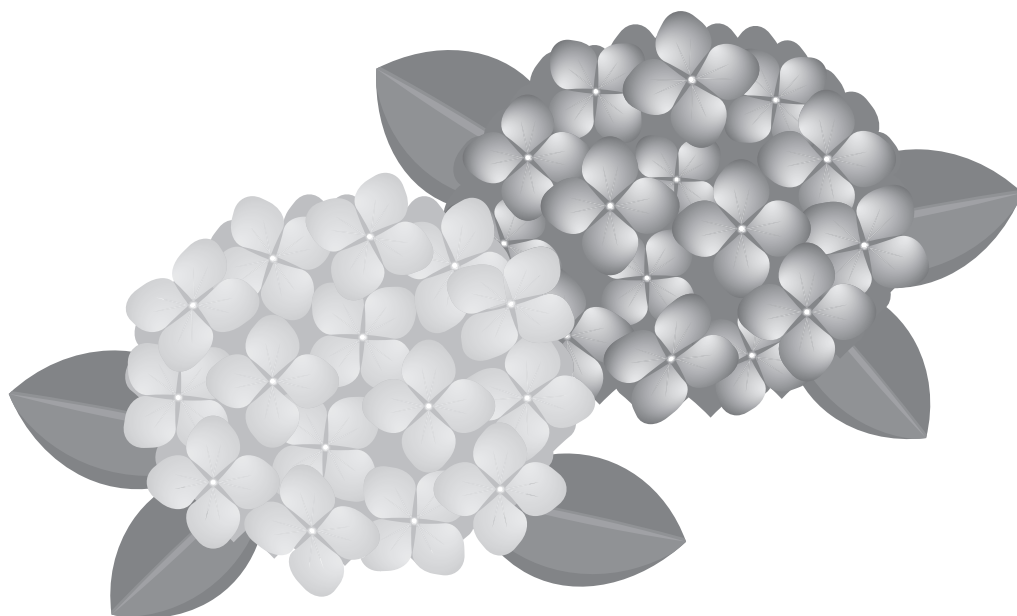
本会では、農地土木と災害対策支援の2つの委員会を統括しています。

農地土木委員会では、盛土条例、宅地造成及び特定盛土等規制法等盛土に関する課題が多く、二重規制の問題など、県の盛土対策課でも今後の条例の取り扱いについては決定していないところも多くあり、今後も意見交換等、可能な限り情報を収集し、会員の皆様にお伝えしていきたいと思います。

災害については、平成19年の台風災害の時に自分が被災し、災害支援の重要性を痛感しました。その際本会からお見舞いをいただき、恩返しのつもりで昨季委員長を引き受けさせていただき、引き続き担当となりました。

会員の皆様も元日に起きた能登の地震災害を目の当たりにし、静岡県も他人事では無いと今まで以上に感じているのではないのでしょうか？

そこで今期は各支部に協力頂き、大規模災害時に実効性のある災害対策の組織づくりに向け災害対策支援委員会で働いていきますので、会員の皆様にもご協力をお願い致します。



教えて先輩！

「教えて先輩！」

会員からの業務に関する質問や疑問に、ベテランの行政書士がズバリお答えします!!

Q

風俗営業許可（飲食店）と営業時間

「ホストクラブは午前3時までやっているのに、なぜ私の店は午後12時までしか営業できないのか？」

「法13条では、深夜営業禁止と書かれているのになぜ駅前にある店は午前1時まで営業しているのか？」

など営業時間について疑問を感じることもあるかと思います。風俗営業の許可（届出）はどの時間帯に営業できるのでしょうか？

A

目的条文によれば「この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。」とあり、営業時間の規制は善良な風俗環境の保持と、年少者の健全な育成を目的としています。

風俗営業許可（届出）での飲食店営業は「社交飲食店」、「深夜酒類提供飲食店」、「特定遊興飲食店」と主に三つの種類があり、それぞれ許可（届出）の内容、営業できる時間が異なっています。

I「社交飲食店」は「キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に（遊興又は）飲食をさせる営業」で法3条の許可申請が必要となります。営業時間は法13条に規定され接待はできますが、午前0時から午前6時までの間の営業は禁止されています。

※「接待」とは、歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと。

※「遊興」とは、営業者側の積極的な行為によって客に遊びに興じさせる場合。

また静岡県の条例・規則で営業時間の緩和が定められています。

(1) 年末年始年越しイベントなど以下の時期で行われる営業の延長が認められています。（延長時間は午前1時まで）

- ・ 7月13日から7月17日
- ・ 8月13日から8月17日
- ・ 12月1日から翌年1月8日

(2) 特別日営業延長可能地域 規則7条別表第五の下田市⇒黒船祭、伊豆の国市⇒あやめ祭りなど11の祭典のとき。（祭典の翌日の午前1時まで）

(3) 営業延長許容地域として指定されている13市区の特定地域においては延長営業が可能です。（延長時

間は午前1時まで）

II「深夜酒類提供飲食店」は法33条に定める届出で「酒類提供飲食店営業を深夜に営もうとするものは営業所ごとに、…（中略）…届出書を提出しなければならない」とされており、以前は午前0時以降の酒類提供は禁止されており、昭和59年の法改正により届出の提出で午前0時以降の酒類の提供ができるようになりました。しかし午前0時以降の接待ができるようになるわけではありません。

III「特定遊興飲食店営業」は法31条の22に定められ、①男女間の歓楽的雰囲気や射幸心を直接的な要素とする営業ではない②午前0時から午前6時に酒類提供の営業をする。③客に遊興をさせるもの④客室の照度が10ルクスを超える場合に特定遊興飲食の許可を取得することができます。

※静岡県の条例によって午前5時から午前6時までの特定遊興飲食店の営業はできません。

バーやラウンジ、スナックにホストクラブなど呼び名は様々あるのですが、風俗営業の許可（届出）は、接待や遊興があるのかどうか、また営業はどの時間帯ですのかなど、呼び名ではなく実態に応じた申請が必要です。また申請者の方には許可時点だけでなく許可後の営業においても法律を遵守した営業をして貰わなければなりません。行政書士の立場から風俗営業許可の性質を理解し適切に説明することで、警察と申請者との間に立ち良い関係を築いていくことで新規の許可だけでなく、変更届など引き続きの関係を築いていくのではないのでしょうか。

※法：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

※条例：静岡県 風俗営業等及び業務の適正化等に関する法律施行条例

※規則：静岡県 風俗営業等及び業務の適正化等に関する規則

風俗保健委員会

Q

外国人の在留資格に関する仕事に興味があり、今後、業務として取り扱っていきたいと考えています。外国人の知り合いもなく、このような仕事はどこから依頼を受けるのか気になります。また、この業務を行うに当たり、専門分野に特化した方がよいでしょうか？

A

在留資格の申請に関する業務の依頼については、知り合いからの依頼はそれほど多くはありません。主なものは、HPからの問い合わせや、日本人のお客様からの相談、外国人が経営している会社や、店からの依頼などがあります。

最近では、事務所のHPを見て直接電話して来る方も多いですが、例えば法人設立や建設業許可等のお客様が特定技能の外国人を雇うことになった場合に相談を受けることもしばしばあります。また、以前仕事を依頼された日本人の方から、知り合いの外国人に関する相談を受けることも多いです。

また、外国人の多い職場、例えば中華料理店やインド料理店などから依頼があった場合には、現在いる従業員の内在留期間更新許可申請や、新しい料理人を呼ぶ場合の内在留資格認定証明書交付申請等の他、その外国人料理人の家族を家族滞在として呼び寄せる等の仕事が発生します。

さらに、外国人の内在留資格の申請をするためには、後述する申請取次の届出をしなければ、業務をすることができません。そのため、届出をしていない行政書士の先生方から、相談を受け、仕事を紹介してもらうことも多々あります。

在留資格に関する申請を業務とする場合には、HPの情報を充実させる、日頃から顧客に在留資格の申請ができる旨をアピールしておく、外国人が多く働いている事業所に営業に行く、支部等の先輩に在留資格の申請ができる旨を伝えておく等が重要となります。

在留資格に関する申請をするためには、「申請取次行政書士」になる必要があります。在留資格の申請は基本的に日本に在留を希望する外国人本人が各地方出入国在留管理局に出頭する必要がありますが、申請取次行政書士は外国人に代わって書類を提出することが

できます。申請取次行政書士になるためには、行政書士申請取次事務研修会を受け、試験に合格しなければなりません。詳しい手続き、効果測定終了後の手続きに関しては、静岡県行政書士会のHPや日行連会員ページ「連con」を御覧ください。

外国人に関する業務を行う場合には、様々な知識が必要となります。申請取次行政書士ができる仕事だけでも、在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請、永住許可申請、在留資格取得許可申請、資格外活動許可申請、再入国許可申請、就労資格証明書交付申請等があります。そして、在留資格は全部で29種類もあり、それぞれの在留資格ごとに、厳格な要件や基準（在留資格該当性や上陸許可基準）が定められています。これらを理解するだけでも大変な作業になりますので、必然的に専門性の高い業務となります。

しかし、外国人に関する仕事はそれだけではありません。外国人が日本で生活していれば、様々な問題や手続きが発生します。例えば日本人と結婚し、在留資格「日本人の配偶者等」で暮らしていた方の配偶者が亡くなったり、外国人本人が亡くなったりすれば、当然相続の手続きが発生することになります。

また、外国人の方が、法人を設立し会社から独立するというケースもあるでしょう。

そのような場合には、在留手続きをした行政書士に相談するケースが非常に多いです。外国人の業務に特化して、それらの案件は別の行政書士にやってもらうのも一つの手ですが、全ての手続きを引き受けようとするれば、それぞれの専門的な知識を習得する必要があり、その意味では、ジェネラリストとしての視点も必要となってくるでしょう。

国際委員会委員長 中津川浩淳

2024年最新版。今さら聞けないビジネス用語

広報委員会 伊藤 僚

ビジネス用語は日々新しいものが生み出されています。

意味が分からなくて会話が通じなかったり、使ってはいるものの実ははっきりと理解していなかったり、という人もいるのではないのでしょうか？

そこで、本記事では今さら人に聞きにくいビジネス用語をまとめてご紹介。

ビジネスの現場で飛び交う用語の意味をビシッと押さえておきましょう。

ブルーオーシャン戦略

競合の激しい市場から離れて新たな市場を見つけるビジネス戦略です。この概念は2004年、ワーズワース・ビジネススクールの教授であるキム・チョーブンとレネ・モボルグによって提唱されました。

【背景】

従来の戦略は、同じ市場で競合他社との競争を繰り広げるレッドオーシャン（赤海）の状況を想定しています。ここは市場シェアの獲得や価格競争がシビアです。

一方で、ブルーオーシャン（青海）戦略は、市場の枠組みやルールを変えて、新たな市場を開拓することで競争を回避し、競合を排除することを目指します。

【具体的な例】

1. カーブス (Curves) :

中高年女性をターゲットとし、30分間のサーキットトレーニングという効率的なプログラムと女性専用のプライバシーを重視した環境を提供することで、従来のフィットネスクラブとは異なる価値提供を行い新たな市場を開拓しました。

2. iTunes:

AppleのiTunesは、音楽配信サービスとして従来のCD市場とは異なる市場を作り出しました。個々の楽曲をダウンロード購入するという新しいビジネスモデルを提供し、音楽産業に革命をもたらしました。

3. ガーミン (Garmin)

ガーミンは、GPS技術を活用したナビゲーション製品を提供し、従来の地図やカーナビ市場とは異なる、アウトドア愛好家やランニングなどのスポーツ愛好家向けの新しい市場を開拓しました。私事で恐縮ですが筆者も10年ほど使用しています（現在二代目）。

4. Airbnb

Airbnbは従来のホテル業界とは異なる民泊サービスを提供しました。宿泊施設だけでなく、ホストとゲストをつなぐプラットフォームも提供することで新しいコミュニティ・コミュニケーションの機会を生み出しました。地元の文化や生活に触れることができるという体験価値も高く評価され、旅行者が新しい体験を求める市場を創出しました。リーズナブルな価格設定が多いことも魅力の一つです。

仕事に役立つIT活用

第21回 「IoT技術おもしろ活用事例」

広報委員会 古橋 洋美

IoTとは「Internet of Things」の頭文字で「モノのインターネット」と訳されます。いろいろなモノがインターネットでつながり情報交換をすることでお互いに制御するシステムのことを言います。

このIoT技術、産業から私達の身近な分野までひろく使われている技術なのです。例えば工場の生産設備の状況を遠隔地から監視したり、携帯から家のエアコンを操作して、帰宅するころに合わせてちょうど良い温度にしたりするなどです。今回は（仕事に役立つかどうかは別として（笑））このIoT技術活用事例をご紹介します。

【ペットのお世話に役立つIoT】

★ スマホ連動型自動給餌器 ★

筆者古橋の家には猫が7匹います。業務が立て込んだり飲み会などで帰宅が遅くなったりしたときはまあ大変。帰ると「ニャー（餌ないんですけど？）」「みゃー（トイレ汚れてるんですけど？）」などと7匹の猫がうるさい、うるさい。うちのネコ様たちは、餌がないとイライラして大喧嘩。

こんな時に役立つのが「カリカリマシーン！（ドラえもん風で読んでください。）」これは給餌の時間をタイマー設定したり、スマホに専用アプリをインストールして遠隔地から給餌したりできます。出かけるときに山盛りにご飯をあげると、一度にたくさん食べちゃって体調悪くする子も…決まった時間に決まった量だけ給餌することで、ネコ様たちの健康管理にも役立ちます。

スマホからカリカリマシーンに話しかけるとお留守番中のネコ様とお話もできます。カメラを見つめるネコ様のかわいい姿はつらい業務の中の時のオアシスとなるでしょう♡



★ 見守る猫トイレ ペットケアモニター ★

ネコ様は泌尿器系の病気になりやすい傾向があります。そのためネコ様のオシッコ管理はとても大切。1日にトイレに行く回数や尿量、体重の変化を知ることがとても大切。忙しい下僕（飼い主）に代わって日々ネコ様のオシッコ管理に役立つのがIoTなのです。アプリと連動し、24時間トイレの見守り、健康状態をお知らせしてくれます。

このペットモニターケアは家電メーカーのシャープと獣医師が共同開発。ネコ様のオシッコの量、回数、体重等を自動で計測し、クラウド上に記録してくれます。下僕はクラウド上に記録されたネコ様のデータをチェックできるだけでなく、トイレの回数が増えている、トイレの滞在時間が長いなどの変化もスマホアプリに通知が来ますので安心。しかも体重差で個体を認識できるので、ウチのような多頭飼いでも大丈夫！です。



気がついたらネコの話ばかりになってしまった…

業務には直接役立つないけど、下僕の癒し→業務をがんばれる（？）という面では業務に役立つITかも…

幸せの小箱 ~Felice Coffret~

広報委員会 酒井 佑一郎



広報委員おすすめの本やDVD、業務に役立つグッズ等をご紹介します。

コーヒープレイクのお供に。忙しかった一日の締めくくりに。

皆様に幸せをお届けする小箱をそっと開いてみてください。



皆さんは筆記用具に拘りはありますか？雑談から広報委員会内でボールペンの太さについて話しが盛り上がったので、今回はボールペンについて紹介していきます。

ボールペンとは

ボールペンは、ペン先に回転式の小さなボールがはめ込まれている筆記用具で、書くときにペンに内蔵されているインクがボールの表面に付着し、それを紙に転写することで文字が書ける仕組みです。ペン先のボールがなめらかに動くことで、少ない力で均等な濃さの線を書くことができ、どの方向に書いてもスムーズに書けることが特徴です。

人それぞれの書き方の癖や筆圧、書く紙との相性、ボールペンを使う目的によって書きやすいと感じるボールペンは異なります。これが書きやすいボールペンがなかなか見つからない理由です。

ボールペン選びのポイント

ボールペンを選ぶときはそれぞれどんな特徴があるのか知り、自分の用途に合わせて選ぶことが大切です。書きやすいボールペンの選び方のポイントは主に次の3つです。

- ・インクの種類で選ぶ
- ・ボールペンの太さで選ぶ
- ・持ちやすさで選ぶ

インクの種類で選ぶ

ボールペンのインクは油性・水性・ジェルインク（水性顔料）・エマルジョンインクの4種類があります。

インクの種類	メリット	デメリット	おすすめのシチュエーション
油性	耐水性・速乾性に優れる	書き味が重く感じる 発色がやや劣る	宛名書き 公式文書
水性	なめらかな書き心地 発色が良い	耐水性がない滲みやすい	長文を書く イラスト
ジェルインク（水性顔料）	なめらかな書き心地 耐水性に優れる 発色が良い	インクの減りが早い	長文を書く 公式文書
エマルジェルインク	なめらかな書き心地 耐水性・速乾性に優れる 濃く書ける	インクの減りが早い	長文を書く 公式文書

ボールペンの太さで選ぶ

ボールの直径は0.38や0.5などの数字で表記されています。この数字は線の幅ではなく、ペン先のボールの直径です。線の幅は文字を書くときの角度や筆圧、紙質、インクの種類によっても変わります。

ボールの直径	特徴	おすすめのシチュエーション
1.0~1.2	大きな文字を書くとき安定感のある文字が書ける	宛名書き お礼状
0.5~0.7	一般的によく使われている太さはっきり読みやすい字が書ける	ノートやメモをとる 資料作成
0.3~0.4	手帳や書類などに細かい文字が書ける	スケジュール帳

持ちやすさで選ぶ

持ちやすさは、ボールペンのグリップ部分に注目しましょう。ラバー素材やシリコン素材を選ぶと手にフィットしやすく長時間文字を書いても疲れにくくなります。また、筆圧や手の大きさに応じて選ぶこともポイントです。筆圧が弱い方は少し重みのあるボールペンを、筆圧の強い方は軽いタイプのボールペンを選ぶのが良いでしょう。

手の大きな方は、ボールペンのボディが太めのものを手の小さな方はボールペンのボディが細めのものを選ぶのがおすすめです。

ボールペンについて紹介してみました。広報委員内でもまったく同じボールペンを持っているのに、0.38が1番書きやすいと主張する者もいれば、細すぎると言う者もいたり自分の使用している太さが至高だ！！と意見が対立して面白かったです。今回調べてみてわかったことは、使用するシーンによって使うべきインクの種類、ペンの太さは変えるべきということですね。

コミュニティFMにて行政書士のPRを行いました

3月5日、島田支部 伊藤僚支部長と静岡県行政書士会の五條義人副会長（島田支部所属）が、地元のコミュニティFM局「g-sky FM島田」のラジオ番組「町の元気人（げんきびと）」に出演しました。

行政書士とは一体どのような仕事をするのか、そしてどんな時に役立つ存在なのかという基本的な疑問にお答えすると同時に、相続や許認可といった身近な問題にどのように関わるかなど、具体的な事例を交えてご説明差し上げました。

途中楽しいトークもありました。趣味の話題で盛り上がり、一般的にイメージする士業の堅苦しさは想像もつかない親しみやすさをアピールすることができました。

番組の最後には無料相談会の開催予定をお知らせし、リスナーの皆さまが直接相談できる機会を提供することで、今後のPR活動にも繋がる素晴らしい機会となりました。

地元の皆様に、行政書士をより身近に感じていただけるような場を設けていただけたことを大変嬉しく思います。



令和5年度 第1回富士土木事務所窓口支援無料相談会 実施報告書

富士総合庁舎201会議室

令和6年3月26日、富士総合庁舎において、令和5年度 第1回富士土木事務所窓口支援無料相談会が開催いたしました。

近年の土木事務所の人員不足に伴い、開庁日にもかかわらず担当者不在の際に申請書提出を控えて頂くよう通知するなど窓口業務が滞りがちな中、窓口で長時間滞在しての相談業務が多く業務をさらに停滞させている。との内容の相談を富士土木事務所職員から頂いたことから、富士・富士宮の両支部が合同でそういった相談業務を富士土木事務所窓口の代わりに引き受け、窓口の負担を軽減するとともに、会員の業務の円滑化を図ることを目的に、初の試みとして今回の相談会を開催することとなりました。

今回は人員、相談会場設営などの体制を確認する試験的な開催でしたが、次年度からの本格的な定期開催の下地を作るという意味で有意義な開催であった。

この相談会を継続・発展させ、富士土木事務所および会員の双方の業務に貢献していきます。



令和5年度静岡県くらし・環境部環境局 廃棄物リサイクル課担当者との意見交換会 実施報告書

静岡県行政書士会館 3階会議室

令和6年1月31日、静岡県行政書士会館において、令和5年度静岡県くらし・環境部環境局 廃棄物リサイクル課担当者と当会環境委員会との意見交換会を開催いたしました。

今回の意見交換会では、許可事務の処理期間について、許可申請書の記載内容の基準についてなど行政書士側の許可申請業務について感じていることを率直に質問し、県担当者には答え辛い内容にも可能な範囲でお答えいただきました。

また、桜井前委員長にもご参加いただき、前年の意見交換会で議題に上がった内容についての進捗状況についても県担当者に回答を求めました。

県担当者からは、施設設置許可に関する事務取扱要領の作成等、許可基準をより明確にすること等、前向きな回答もあったが標準処理期間内についてなど、今後の課題も多くみられました。

当委員会は、今後も県との意見交換会を継続し、産業廃棄物処理に関する許可行政に対し積極的に働きかけ、当会と県の友好関係を築くとともに、会員の皆様の業務の円滑化を図っていきます。



会 員 の 動 静

新入会員



ふくしま ひでとし
福嶋英俊

三島支部
令和6年1月1日
ふくしま行政書士事務所
三島市中田町11番4号
井出マンション1-C
〒 411-0838
TEL 055-916-0923
FAX 050-3094-8083

〈コメント〉

三島市で開業した福嶋英俊と申します。司法書士と兼業です。宜しくお願いします。



やまむら しんや
山村真也

御殿場支部
令和6年1月15日
山村行政書士事務所
御殿場市二枚橋688番地の13
〒 412-0021
TEL 0550-70-3711
FAX 0550-70-5777

〈コメント〉

頼られる存在になれるよう、経験を積んでいきたいです。宜しくお願いします。



かわぐち みちこ
川口瑞知子

沼津支部
令和6年1月15日
行政書士龍ノ子事務所
沼津市西間門473番地の9
〒 410-0871
TEL 050-8892-2530
FAX 050-3537-9622

〈コメント〉

困っている人、頑張る人を支えられる、たのしい行政書士になります！話しかけてください！



ごとう はやと
後藤隼人

中遠支部
令和6年2月15日
行政書士後藤総合事務所
磐田市見付1336番地20
〒 438-0086
TEL 090-5878-5785

〈コメント〉

丁寧、迅速に、親身にお客様に寄り添える行政書士を目指します。宜しくお願いします。



きしもと かし
岸本敏和

西遠支部
令和6年2月15日
行政書士法人アスカ総合事務所
浜松市中央区高塚町2166番地
〒 432-8065
TEL 053-447-5211
FAX 053-447-3151

〈コメント〉

再登番です。宜しくお願いします。



まつばら くにゆき
松原邦之

西遠支部
令和6年3月1日
ひぐらし行政書士事務所
浜松市浜名区引佐町井伊谷
3714番地の10
〒 431-2212
TEL 080-7742-9718
FAX 053-542-2948

〈コメント〉

地域の皆様にお役に立ちますよう、励まして頂きます。どうぞ宜しくお願いいたします。



やま ざき のり お
山 崎 哲 央

清水支部
令和 6 年 3 月 1 日
山崎行政書士事務所
静岡市清水区草薙一里山 1 番
23号
〒 424-0884
TEL 070-8395-5247
FAX 054-333-5207



の だ じゅん いち
野 田 純 一

西遠支部
令和 6 年 3 月 1 日
行政書士野田純一事務所
浜松市中央区砂山町355-4
ハマキョウレックス浜松駅南ビル301
〒 430-0926
TEL 070-8933-0890
FAX 053-533-3631

〈コメント〉

コロナ禍での試験は忘れ難いです。地道に業務に励んで参ります。宜しくお願い致します。



そ ね だ てる お
曾根田 照 雄

富士支部
令和 6 年 3 月 1 日
ふじおか行政書士事務所
富士市富士岡279番地
〒 417-0841
TEL 0545-38-3353
FAX 0545-38-3352



し みず おさむ
清 水 修

沼津支部
令和 6 年 3 月 1 日
しみずおさむ行政書士事務所
駿東郡清水町卸団地132番
〒 411-0912
TEL 090-2576-9240
FAX 050-3588-1219

〈コメント〉

多くの方々から信頼される行政書士を目標に頑張っています。



とよ ま いつ や
登 米 逸 也

伊豆支部
令和 6 年 4 月 1 日（単位会変更）
アイ・サポート・センター行政書士事務所
伊東市富戸1317番地の854
〒 413-0231
TEL 080-5877-7869
FAX 0557-52-3462

〈コメント〉

この度入会させて頂きました登米（とよま）と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。



かわ い よし ちか
河 合 典 真

西遠支部
令和 6 年 4 月 1 日（単位会変更）
行政書士河合行政法務事務所
浜松市浜名区尾野1209番地の3
〒 434-0002
TEL 053-569-3140
FAX 053-569-3146

あ べ みず き
安 倍 瑞 貴

清水支部

令和6年4月1日（単位会変更）
契約法務あべ行政書士事務所
静岡市清水区追分四丁目2382
番地の7〒 424-0841
TEL 090-6579-2638

〈コメント〉

横浜市から地元清水に移転してまいりました。契約書作成と補助金支援を中心に取り扱っております。

い わ さ こう じ
岩 佐 幸 志

賀茂支部

令和6年4月2日
行政書士岩佐幸志
下田市西本郷一丁目12番10号〒 415-0036
TEL 0558-22-3498
FAX 0558-22-3499

〈コメント〉

よろしくお願いします。

う え だ ひろ し
植 田 勝 浩

榛原支部

令和6年4月2日
行政書士植田事務所
榛原郡吉田町住吉5470番地〒 421-0301
TEL 0548-74-1507
FAX 0548-74-1507

〈コメント〉

静岡市の模型メーカーを定年退職し、故郷で事務所を開業しました。宜しくお願い致します。

お ざ わ けい じ
小 澤 啓 次

島田支部

令和6年4月2日
おざわ行政書士事務所
島田市中溝町1684番地の27〒 427-0047
TEL 090-3252-4369
FAX 0547-35-0727

〈コメント〉

このたび入会いたしました小澤啓次と申します。ポチボチやりたいと思います。宜しくお願いします。

お お い し のぶ ゆき
大 石 伸 幸

志太支部

令和6年4月2日
大幸行政書士事務所
焼津市石脇下26番地〒 425-0016
TEL 080-3661-3387

〈コメント〉

いくつになっても何事にも前向きに挑む気持ちを忘れず頑張ります。

ほ り お さま
堀 尾 聡

中遠支部

令和6年4月15日
堀尾行政書士事務所
磐田市見付3482番4〒 438-0086
TEL 0538-24-7419
FAX 0538-24-7619

〈コメント〉

行政書士として、自分に何ができるかを考えたいと思います。



た な か ま さ し
田 中 昌 之

西遠支部
令和 6 年 4 月 15 日
行政書士たなか事務所
浜松市浜名区貴布祢265-8-206
〒 434-0038
TEL 090-6640-2640

〈コメント〉

「3S」信義、誠実、正直をモットーに皆様のお役に立てるよう頑張ります。

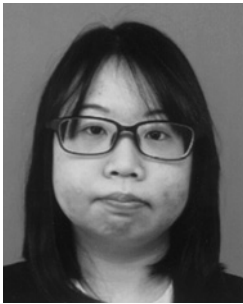


い け た く と
池 田 拓 人

富士支部
令和 6 年 4 月 15 日
池田拓人行政書士事務所
富士市蓼原町1690番地
〒 416-0953
TEL 0545-67-7321
FAX 0545-67-7322

〈コメント〉

土地家屋調査士との兼業になります。皆様よろしくお願ひします。



お お い し ま こ と
大 石 真 琴

静岡支部
令和 6 年 4 月 15 日
大石行政書士事務所
静岡市葵区常磐町二丁目 6 番地の 5
〒 420-0034
TEL 054-266-3693
FAX 054-266-3672



も り た な お き
守 田 直 樹

西遠支部
令和 6 年 4 月 15 日
行政書士守田事務所
浜松市中央区大平台三丁目16番31号
サンコーズハイ佐鳴D-3
〒 432-8068
TEL 090-7436-6811
FAX 053-401-4715

〈コメント〉

気軽に相談してもらえる行政書士を目指して頑張ります。



と ご え ゆ う す け
戸 越 裕 介

静岡支部
令和 6 年 4 月 15 日
戸越裕介行政書士事務所
静岡市葵区日出町 2 番地の 1
田中産商第一生命共同ビルディング 5 階
〒 420-0837
TEL 054-273-2121
FAX 054-273-2122

〈コメント〉

税理士の戸越です。皆さんと提携して中小企業支援をしたいです。



せ が わ ひ と し
瀬 川 仁 之

西遠支部
令和 6 年 4 月 15 日
ハラ行政書士事務所
浜松市中央区和田町905-1
ハラ不動産ビル 1 F
〒 435-0016
TEL 053-467-5600
FAX 053-467-5601

〈コメント〉

不動産業との兼業になります。皆様よろしくお願ひいたします。

すず き ひろ のり
鈴 木 宏 典

西遠支部

令和 6 年 4 月 15 日

行政書士法人SS総合事務センター
浜松市中央区曳馬六丁目25番
36号

〒 430-0901

TEL 053-474-3188

FAX 053-401-3230

〈コメント〉

何事にも前向きにチャレンジし、仕事にも邁進して
いきたいと思います。おか だ さ おり
岡 田 沙 織

静岡支部

令和 6 年 4 月 15 日

行政書士法人成竹賢治事務所
静岡市葵区安東三丁目 2 番 27 号

〒 420-0882

TEL 054-249-0661

FAX 054-249-0684

〈コメント〉

未熟者ではございますが、行政書士の名に恥じぬよ
う日々昇進してまいります。

廃 業

氏名又は名称	支 部	事 務 所	廃業年月日
林 弥千代	西 遠	浜松市南区芳川町597番地の 2	R 6 . 2 . 5
森 崎 健 志	志 太	焼津市上小杉328番地 3	R 6 . 2 . 29
山 崎 順 子	富 士	富士市今泉 6 丁目 4 番13号	R 6 . 2 . 29
大 山 章 行	西 遠	浜松市中区田町223番地の21 ビオラ田町1008号	R 6 . 3 . 1
古 橋 隆	西 遠	浜松市中央区蛸塚二丁目23番 3 号	R 6 . 3 . 31
横 山 信 弘	島 田	島田市大川町 7 番の 4	R 6 . 3 . 31
下 村 隆	志 太	焼津市焼津 5 丁目13番27号	R 6 . 3 . 31
石 月 敏 勝	清 水	静岡市清水区御門台 1 番 1 号	R 6 . 3 . 31
野 澤 孝 之	西 遠	浜松市中央区初生町1174番地の 1	R 6 . 3 . 31
中 村 能 章	西 遠	浜松市北区三ヶ日町三ヶ日706番地	R 6 . 3 . 31
松 澤 民 江	西 遠	浜松市北区初生町352番地の 2	R 6 . 3 . 31
平 川 卓 男	水 窪	浜松市天竜区佐久間町浦川2846番地の67	R 6 . 3 . 31
勝 亦 恒 夫	御殿場	御殿場市川島田724番地の14	R 6 . 3 . 31
森 田 俊 廣	榛 原	牧之原市静波370番地 8	R 6 . 3 . 31
海 福 篤	掛 川	掛川市大坂2923番地	R 6 . 3 . 31
富 田 勝 司	志 太	藤枝市時ヶ谷387番地の 8	R 6 . 3 . 31
臼 井 淳 一	御殿場	駿東郡小山町小山1040番地の 2	R 6 . 3 . 31
桜 井 武 史	中 遠	磐田市気子島221番地 1	R 6 . 3 . 31
中 山 勉	清 水	静岡市清水区村松3248番地の45	R 6 . 3 . 31
村 松 勇 一	志 太	藤枝市本町三丁目 5 番 8 号	R 6 . 3 . 31
中 村 文 男	裾 野	裾野市佐野820番地の 1	R 6 . 3 . 31
佐 野 隆 造	静 岡	静岡市駿河区富士見台一丁目19番76- 9 号	R 6 . 4 . 5
野 原 豊 大	清 水	静岡市清水区長崎107番地の 3	R 6 . 4 . 20

訃報 謹んでご冥福をお祈りいたします。

氏 名	支 部	事 務 所	死亡年月日
早 川 國 男	西 遠	浜松市東区篠ヶ瀬町629番地の1	R 6 . 4 .12

会員数	1,516名
令和6年4月30日 現在	34法人



企業、商品、サービスなどの
ネーミングやロゴマークの制作。
会社案内、パンフレット、チラシなど
PRツールの制作も、
お気軽にお問い合わせください。

中小企業診断士の産廃診断書

作成料 **80,000**円(税別)～

債務超過になった産業廃棄物処理、運搬業者の経理的基礎を確認するために、診断書を作成いたします。

小規模事業者持続化補助金

「経営計画・補助事業計画」作成支援

着手金 **30,000**円(税別) / 採択時報酬 **60,000**円(税別)



▲ホームページ

ふじのくにコンサルティング
杉本剛敏 中小企業診断士事務所

054-623-9851

静岡県焼津市三和1467

令和 5 年度第 2 回新入会員特別研修

日時 令和 6 年 2 月 29 日(木) 10:00～17:00

会場 もくせい会館 2 階 第一会議室

令和 6 年 2 月 29 日、もくせい会館にて令和 5 年度新入会員特別研修会を実施いたしました。

参加者 27 名

時間	講義内容
10:00	開会の挨拶
	日程及び資料の説明
10:05	会長挨拶
10:10	静岡県法務課長及び担当者の紹介
	静岡県経営管理部総務局法務課 課長代理兼訟務班長 河合隆晴様 ご挨拶
10:15	倫理綱領唱和
10:20	静岡県経営管理部総務局法務課による講義 「コンプライアンスについて」
10:50	行政書士政治連盟について
11:00	住民票、戸籍謄本等職務上請求書について
11:30	法令遵守、品位保持について、不当要求防止責任者講習会について
12:00	昼食及び休憩
13:00	各委員会からの業務・講習会紹介 農地土木委員会、運輸委員会、環境委員会、建設業委員会 法人・企業支援委員会、風俗保健委員会、相続家事委員会 国際委員会、行政書士パワーアップ委員会、公共等業務受託管理 G 知財業務推進 G、法教育推進委員会、ADR 運営管理 G コスモス静岡支援 G
14:30	本会の災害への取り組みについて
14:40	先輩行政書士の体験談
15:00	休憩
15:10	グループミーティング ①農地法・都市計画法 ②建設業・特定行政書士 ③相続家事・成年後見 ④風俗営業・食品・古物営業 ⑤自動車登録・車庫証明 ⑥産業廃棄物許可業務 ⑦入管・渉外家事・帰化 ⑧中小企業支援 ⑨事務所経営
16:30	質疑応答
16:40	受講証明書授与
16:55	閉会の挨拶



会 議 議 事 内 容

令和 5 年度 第10回 常任理事会

開会日：令和 5 年12月12日(火)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告（令和 5 年11月 1 日～12月11日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
 - ア 日行連関東地方協議会連絡会について
11月20、21日開催 会長会及び分科会での協議内容を報告
 - イ ふれあい募金の寄金について
12月12日 静岡県社会福祉協議会に100,000円寄金を報告
 - ウ マイナンバーカード申請サポート等事業について
事業内容及び静岡市との協議の進捗状況を報告
 - エ 盛土条例に関するパブリックコメント及び県盛土対策課からの申し入れについて
委員会等から提出したパブリックコメントを紹介
 - オ 広報活動について
2月22日 行政書士記念日SBSラジオスクーピー放送（担当：清水支部）
建通新聞入札参加資格申請特集への広告掲載
 - カ 静岡県外国人材受入サポートセンターの提案について
静岡県担当課からの提案事業及び委員会の取り組みを報告
- ③ 日行連報告

(2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
 - ア 綱紀案件について
近況を報告、対応を協議
 - イ 令和 6 年新年賀詞交歓会について
令和 6 年 1 月26日 ホテルアソシア静岡 3 階「駿府」
次第、担当者、ご招待者等を決定
 - ウ 2月29日新入会員特別研修会について
各委員会にレジュメ作成、資料の確認等を

依頼

- エ 講習会支援作業部会のあり方について
本会講習会における動画配信等の方針を協議
- オ はままつレインボープライドの後援について
後援名義使用を了承
- カ 委員会等への提出等依頼事項について
委員会等への依頼事項、期日確認及び提出依頼
- キ 顧問県議会議員との行政懇談会について
委員会等にテーマ検討を依頼、必要に応じた開催を検討
- ク 講習会外部講師への懇親会費用について
外部講師に対する謝礼や費用負担について検討
- ケ （公社）コスモス成年後見サポートセンターへの入会希望に伴う本会の証明書発行について
希望者全員の証明書発行を了承
- コ 日程調整について
他会新年賀詞交歓会等の出席者を決定
- サ 1月26日令和 5 年度第 4 回理事会議題の検討

報告事項

- 会務報告
- 委員会、G 進捗状況報告
- 令和 5 年度行政書士試験の実施について
- 特定行政書士研修終了者の報告
- 一般倫理研修について
- マイナンバーカードの代理申請等手続き事業について
- 令和 6 年新年賀詞交歓会について
- 経理規程施行細則の一部改正について
- 日行連報告

協議事項

- 令和 5 年度事業報告、令和 6 年度事業計画及び予算見積書提出のお願い
- 電子申請における行政書士代理申請欄設置等の調査及び報告

議案の審議

会員の処分について

会費免除申請について

令和6年度定時総会における顕彰者等について

支部交付金等に関する規程及び様式第24、25号の一部改正について

その他の事項

理事会構成員による自由討議

シ 1月26日令和5年度第3回支部長協議会議題の検討

報告事項

会務報告

令和5年度行政書士試験の実施について

特定行政書士研修終了者の報告

一般倫理研修について

マイナンバーカードの代理申請等手続き事業について

令和6年新年賀詞交歓会について

令和6年度定時総会における顕彰者等について

支部交付金等に関する規程及び様式第24、25号の一部改正について

経理規程施行細則の一部改正について

日行連報告

協議事項

本会からの提案要望事項

県土地対策課、農地利用課との意見交換会について

支部からの提案要望事項

議案の審議

会員の処分について

会費免除申請について

その他の事項

支部長協議会構成員による自由討議

ス 掛川市、菊川市における農地転用許可申請手続きにかかる行政書士法違反事例の対応依頼について

法務委員会が回答書を作成することとした

(3) 予算執行状況報告

会費納入状況報告

繰越差額の推移

(4) その他の事項

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和5年度 第11回 常任理事会

開会日：令和6年1月11日(木)

1. 議事

(1) 報告

① 会務報告（令和5年12月12日～令和6年1月10日）

② 前回課題とした案件の処理状況

ア マイナンバーカード申請サポート等事業について

12月28日熱海市との契約締結を報告

イ コスモス静岡連絡協議会の報告

12月18日協議会での協議内容を報告、本会

HPでのコスモス静岡通信案内を検討

ウ 入会前研修の実施について

2月末の実施を報告

③ 日行連報告

(2) 協議事項

① 通常の業務の執行に関する事項

ア 綱紀案件について

現況を報告、対応を協議

イ 令和6年新年賀詞交歓会について

令和6年1月26日 ホテルアソシア静岡3

階「駿府」

進行、祝辞拝受者等を決定

ウ 2月29日新入会員特別研修会について

出席者等を報告、説明、グループミーティング等の担当を依頼

エ 令和6年度定時総会における退任顕彰について

令和4年度退任役員への顕彰者、記念品の金額等を検討

オ 自然災害基金規程に基づく義援金について 能登半島地震の支援方法等を検討

カ (一社)全国信用金庫協会及び全国信用組合中央協会との協力について

日行連からの連携依頼、対応及び担当等を検討

キ 1月26日令和5年度第4回理事会議題の検討

報告事項

会務報告

委員会、G進捗状況報告

令和5年度行政書士試験の実施について

特定行政書士研修終了者の報告

一般倫理研修について

ふれあい募金の寄金について

マイナンバーカードの代理申請等手続き事業について

令和6年新年賀詞交歓会について

経理規程施行細則の一部改正について-

苦情解決・業務相談に関する取扱要綱の一部改正について

能登半島地震の義援金について

日行連報告

協議事項

令和5年度事業報告、令和6年度事業計画及び予算見積書提出のお願い

電子申請における行政書士代理申請欄設置等の調査及び報告

議案の審議

会員の処分について

会費免除申請について

令和6年度定時総会における退任顕彰について

会則施行規則及び様式の一部改正及び廃止について

会則施行規則別表1の一部改正等について(報告含む)

業務組織運営規程別表の一部改正について
支部交付金等に関する規程及び様式第24、25号の一部改正について

補助者に関する規程に定める各届出書の一部様式の改正について

登録抹消者の債権放棄について

その他の事項

理事会構成員による自由討議

ク 1月26日令和5年度第3回支部長協議会議題の検討

報告事項

会務報告

令和5年度行政書士試験の実施について

特定行政書士研修終了者の報告

一般倫理研修について

ふれあい募金の寄金について

マイナンバーカードの代理申請等手続き事業について

令和6年新年賀詞交歓会について

令和6年度定時総会における顕彰者等について

会則施行規則及び様式の一部改正及び廃止について

会則施行規則別表1、別表2の一部改正について

業務組織運営規程別表の一部改正について
支部交付金等に関する規程及び様式第24、25号の一部改正について

補助者に関する規程に定める各届出書の一部様式の改正について

経理規程施行細則の一部改正について

苦情解決・業務相談に関する取扱要綱の一部改正について

日行連報告

協議事項

本会からの提案要望事項

県土地対策課、農地利用課との意見交換会について

支部からの提案要望事項

「罹災証明書」の交付申請及び罹災自動車の登録抹消手続き(静岡支部)

その他の事項

支部長協議会構成員による自由討議

(3) 議案の審議

ア 会則施行規則及び様式の一部改正について

全会一致で理事会への上程を決定

イ 会則施行規則別表第1の一部改正について

全会一致で理事会への上程を決定

ウ 会則施行規則別表第2の一部改正について

全会一致で理事会への上程を決定

エ 業務組織運営規程別表の一部改正について

全会一致で理事会への上程を決定

オ 支部交付金等に関する規程及び様式24・25号の一部改正について

全会一致で理事会への上程を決定

カ 補助者等に関する規程に定める各届出書の一部様式の改正について

全会一致で理事会への上程を決定

キ 苦情解決・業務相談に関する取扱要綱の一部改正について

全会一致で理事会への上程を決定

ク 令和6年度定時総会における退任顕彰について

全会一致で顕彰対象者及び記念品の金額について理事会への上程を決定

(4) 予算執行状況報告

会費納入状況報告

繰越差額の推移

(5) その他の事項

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和5年度 第12回 常任理事会

開会日：令和6年2月2日(金)

1. 議事

(1) 報告

① 会務報告（令和6年1月11日～2月1日）

② 前回課題とした案件の処理状況

ア 令和5年度行政書士試験結果について
合格率 全国13.98% 静岡県11.23%

イ 2月21日試験合格者等への登録入会事前説明会の実施について

本会HPでの周知を報告

ウ マイナンバーカード申請サポート事業について

熱海市での支援活動について現況報告

③ 日行連報告

(2) 協議事項

① 通常の業務の執行に関する事項

ア 綱紀案件について

現況を報告、対応を協議

イ 2月29日令和5年度第2回新入会員特別研修会について

次第に基づく担当を確認、協力依頼

ウ 令和5年度事業報告、令和6年度事業計画及び予算について

提出状況を報告、速やかな提出を依頼

エ 行政書士業務功労表彰の推薦について
顕彰基準該当者2名の推薦を決定

オ 大規模災害時被災者支援協定の見直しについて

見直し案を了承、市町との協議の方法を検討

カ 電子申請における行政書士代理申請欄設置等の調査及び報告について

委員会等での取り組み及び報告を依頼

キ 3月15日令和5年度第4回支部長協議会の議題の検討

報告事項

会務報告

令和6年度定時総会について

マイナンバーカード代理申請手続について

令和5年度行政書士試験結果について

日行連報告

協議事項

本会からの提案要望事項

年度末における登録抹消、支部事業等の事務処理について

支部からの提案要望事項

支部長協議会との自由討議

(3) 予算執行状況報告

会費納入状況報告

繰越差額の推移

(4) その他の事項

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和5年度 第13回 常任理事会

開会日：令和6年3月1日(金)

1. 議事

(1) 報告

① 会務報告（令和6年2月2日～2月29日）

② 前回課題とした案件の処理状況

ア 本会HPの仕様変更について

アンケート、講習会、問合せフォームの一部仕様の見直しを報告

イ 令和6年度年間PR展開提案書について

年間PR企画の内容を報告、世情に沿った広報の方法を検討

ウ 2月21日行政書士登録入会前研修について
出席者15名

エ 2月29日令和5年度第2回新入会員特別研修会について

活発な意見交換ができたこと等を報告

③ 日行連報告

(2) 協議事項

① 通常の業務の執行に関する事項

ア 綱紀案件について

現況を報告、対応を協議

イ 令和5年度事業報告について

内容を検討、訂正、追加、削除等を行った

ウ 令和6年度事業計画について

内容を検討、訂正、追加、削除等を行った

エ 令和6年度予算について

各委員会等の予算原案に基づく予算書の内容等を協議

オ 能登半島地震に係る義援金等の対応について

自然災害基金

石川会に50万円、新潟会に10万円、富山会に10万円の義援金に

カ 支部の存続等に関する対応について

現況を報告、対応を協議

キ 菊川市農業委員会からの行政書士法違反についての情報提要について

農業委員会の希望確認、必要に応じて警告文通知を決定

ク 人権擁護に関する担当委員会の検討について

各委員会等が必要に応じて担当、マイ人権宣言、レインボープライドは行政書士パワーアップ委員会で

ケ 令和3年度テキスト等の除却について

除却を了承

コ 令和6年度会務日程について

令和7年新年賀詞交歓会

開催日 令和7年1月31日(金)

会場 ホテルアソシア静岡

日程案 9時30分～12時30分

支部長協議会、分会長会議

12時30分～13時30分

来賓受付(理事が担当)

13時30分～15時30分

新年賀詞交歓会

サ 3月15日令和5年度第4回支部長協議会の議題の検討

報告事項

会務報告

令和6年度定時総会について

マイナンバーカード代理申請手続について

令和5年度行政書士試験結果について

令和6年度本会の主な事業日程について

日行連報告

協議事項

本会からの提案要望事項

年度末における登録抹消、支部事業等の事務処理について

11月30日くらしの無料合同相談会の相談員について

デジタル推進事業に対する助成金について

支部からの提案要望事項

介護事務所に関する申請について(静岡支部)

市町の電子申請への対応について(志太支部)

支部長協議会との自由討議

シ 4月10日令和6年度第1回理事会の議題の検討

報告事項

会務報告

委員会報告

マイナンバーカードの代理申請手続き事業について

静岡県業務功労表彰候補者の推薦について

日行連関東地方協議会会長表彰の推薦について

日行連会長表彰候補者の推薦について

令和6年度本会の主な事業日程について

日行連報告

協議事項

令和6年度定時総会について

議案の審議

第1号 令和5年度事業及び会務報告について

第2号 令和5年度収支決算報告について

第3号 令和6年度事業計画(案)について

て

第4号 令和6年度収支予算書（案）について

その他の事項

理事会構成員による自由討議

(3) 予算執行状況報告

会費納入状況報告

繰越差額の推移

(4) その他の事項

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和5年度 第14回 常任理事会

開会日：令和6年3月25日(月)

1. 議事

(1) 協議事項

① 通常の業務の執行に関する事項

ア 令和5年度事業報告について

内容を検討、会議開催回数のカウント条件を確認

イ 令和6年度事業計画案について

内容を検討、変更、追加、削除を行う

ウ 令和6年度予算案について

収支均等予算に向けた予算額の見直しを協議

エ 日本行政書士会連合会会長表彰候補者の推薦について

15名の基準対象会員の推薦を決定

オ 日行連関東地方協議会会長表彰候補者の推薦について

推薦を行わないことを決定

カ 事務局ノートパソコンの買い替えについて
講習会用ノートパソコンの購入を決定

キ 出前授業実施について

高等学校への出前講座実施依頼を了承

ク 令和6年度定時総会について

次第を確認、役務分担は総務委員会に一任を決定

ケ 4月10日令和6年度第1回理事会の議題の検討

報告事項

会務報告

委員会報告

マイナンバーカードの代理申請手続き事業について

静岡県業務功労表彰候補者の推薦について

日行連会長表彰候補者の推薦について

日行連関東地方協議会会長表彰の推薦について

令和6年度本会の主な事業日程について

日行連報告

協議事項

令和6年度定時総会について

議案の審議

第1号 令和5年度事業及び会務報告について

第2号 令和5年度収支決算報告について

第3号 令和6年度事業計画（案）について

第4号 令和6年度収支予算書（案）について

その他の事項

理事会構成員による自由討議

コ 令和6年度事務局職員の給与について
各職員の給与額を決定

サ 事務局職員退職金要綱について
要綱の内容を検討

(2) 予算執行状況報告

(3) その他の事項

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和6年度 第1回 常任理事会

開会日：令和6年4月5日(金)

1. 議事

(1) 報告

① 会務報告（令和6年3月1日～4月4日）

② 前回課題とした案件の処理状況

ア 令和6年度官庁訪問について

支部からの実施希望がなかったこと報告

イ 本会HPからの委員会予約について

5月25日から予約開始を説明

ウ マイナンバーカード代理申請及び代理受領
手続き事業について

令和 5 年度実施状況、令和 6 年度の見通し
を報告

③ 日行連報告

(2) 協議事項

① 通常の業務の執行に関する事項

ア 綱紀案件について

現況を報告、対応を協議

イ 令和 6 年度定時総会について

会場レイアウト等を確認、打合せ日程、懇
親会費等を検討

ウ 電子車検証広報カードの送付について

会員への周知方法、カードの活用方法を検
討

エ 日程調整について

支部総会等への出席者を決定

オ 4 月10日令和 6 年度第 1 回理事会の議題の
検討

報告事項

会務報告

委員会報告

マイナンバーカードの代理申請及び代理受
領手続き事業について

静岡県業務功労表彰候補者の推薦について

日行連会長表彰候補者の推薦について

本会 H P からの委員会予約について

令和 6 年度本会の主な事業日程について

令和 6 年度官庁訪問について

日行連報告

協議事項

令和 6 年度定時総会について

議案の審議

第 1 号 令和 5 年度事業及び会務報告につ
いて

第 2 号 令和 5 年度収支決算報告について

第 3 号 令和 6 年度事業計画（案）につ
いて

第 4 号 令和 6 年度収支予算書（案）につ
いて

第 5 号 会則施行規則別表の一部改正につ
いて

その他の事項

理事会構成員による自由討議

(3) 議案の審議

ア 令和 5 年度事業及び会務報告について

全会一致で理事会への上程を決定

イ 令和 5 年度収支決算報告について

全会一致で理事会への上程を決定

ウ 令和 6 年度事業計画（案）について

全会一致で理事会への上程を決定

エ 令和 6 年度収支予算書（案）について

全会一致で理事会への上程を決定

オ 会則施行規則別表の一部改正について

全会一致で理事会への上程を決定

(4) その他の事項

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和 6 年度 第 2 回 常任理事会

開会日：令和 6 年 5 月 8 日(水)

1. 議事

(1) 報告

① 会務報告（令和 6 年 4 月 5 日～ 5 月 7 日）

② 前回課題とした案件の処理状況

ア 黄綬褒章受章者について

掛川支部 堀内昭次会員

イ マイナンバーカード代理申請及び代理受領
手続き事業について

令和 6 年度実施に向けた熱海市からの申し
入れ報告

ウ 静岡県空き家対策推進協議会令和 6 年度担
当者について

藤田由香子副会長

エ 令和 7 年度常葉大学での冠講座の実施につ
いて

冠講座実施申込を報告、事業実施を了承

③ 日行連報告

(2) 協議事項

① 通常の業務の執行に関する事項

ア 綱紀案件について

現況を報告、対応を協議

イ 令和 6 年度定時総会について

進行等を確認、祝辞拝受者、登壇者等を決
定

ウ 報酬額アンケートの実施について（令和 5 年分）

令和 6 年度実施を説明、業務委員会等に質問項目の確認を依頼

エ 補助金申請有償サポート事業についての問い合わせ回答について

回答案の内容を確認、了承

オ 令和 6 年度外国人雇用アドバイザー派遣事業業務受託契約について

受託業務契約の概要を説明、了承

カ 日程調整について

単位会定時総会等の出席者を決定

キ 6 月13日令和 6 年度第 2 回理事会の議題の検討

報告事項

会務報告

委員会報告

黄綬褒章の受章者について

令和 6 年度定時総会出席者報告

マイナンバーカードの代理申請及び代理受領手続き事業について

行政書士 A D R センター静岡副センター長の委嘱について

令和 6 年度前期会費の免除について

日行連報告

協議事項

報酬額アンケートの実施について（令和 5 年分）

令和 6 年度行政書士試験について

議案の審議

その他の事項

理事会構成員による自由討議

(3) 議案の審議

ア 行政書士 A D R センター静岡副センター長の委嘱について

西遠支部中村哲也会員への委嘱を全会一致で決定

イ 令和 6 年度行政書士試験場責任者の推薦について

五條義人副会長の推薦を全会一致で決定

ウ 令和 6 年度前期会費の免除について

4 月に死亡会員 2 名の前期会費免除を全会一致で決定

(4) その他の事項

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和 5 年度 第10回 常任幹事会

開会日：令和 5 年12月12日(火)

1. 議事

(1) 報告

① 経過報告（令和 5 年11月 1 日～12月11日）

② 前回課題とした案件の処理状況

③ 日政連報告

(2) 協議事項

ア 令和 6 年新年賀詞交歓会について
役務への協力依頼

イ 1 月26日令和 5 年度第 4 回幹事会議議題の検討について

報告事項

経過報告

日政連報告

協議事項

議案の審議

予算執行状況の報告

幹事会による自由討議

ウ 1 月26日令和 5 年度第 3 回分会長会議議題の検討について

報告事項

経過報告

日政連報告

協議事項

静岡連からの提案要望事項

分会からの提案要望事項

政連活動費の交付金について

その他の事項

分会長会議構成員による自由討議

(3) 議案の審議

ア 御殿場市議会議員選挙候補者の推薦について
全会一致で幹事会への上程を決定

(4) 予算執行状況報告

会費納入状況報告

(5) その他の事項

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和5年度 第11回 常任幹事会

開会日：令和6年1月11日(木)

1. 議事

(1) 報告

- ① 経過報告（令和5年12月12日～令和6年1月10日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
- ③ 日政連報告

(2) 協議事項

- ア 令和6年新年賀詞交歓会について
進行確認、役務への協力依頼
- イ 1月26日令和5年度第4回幹事会議議题の検討について
報告事項
経過報告
日政連報告
協議事項
議案の審議
顧問の委嘱について
予算執行状況の報告
幹事会による自由討議
- ウ 1月26日令和5年度第3回分会長会議議题の検討について
報告事項
経過報告
顧問の委嘱について
日政連報告
協議事項
静政連からの提案要望事項
分会からの提案要望事項
政連活動費の交付金について
その他の事項
分会長会議構成員による自由討議
- (3) 予算執行状況報告
会費納入状況報告
- (4) その他の事項

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和5年度 第12回 常任幹事会

開会日：令和6年2月2日(金)

1. 議事

(1) 報告

- ① 経過報告（令和6年1月11日～2月1日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
ア 2月22日茨城県行政書士会令和6年新春交流会について
幹事長の出席を報告
- ③ 日政連報告

(2) 協議事項

- ア 2月18日静岡県議会議員竹内良訓氏早春県政報告会について
会長、副幹事長の出席を決定
- イ 2月29日自由民主党静岡市静岡支部政経フォーラムについて
チケット購入先及び幹事3名の出席を決定
- ウ 3月15日令和5年度第4回分会長会議議题の検討について
報告事項
経過報告
日政連報告
協議事項
静政連からの提案要望事項
分会からの提案要望事項
その他の事項
分会長会議構成員による自由討議
- (3) 予算執行状況報告
会費納入状況報告
- (4) その他の事項

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和5年度 第13回 常任幹事会

開会日：令和6年3月1日(金)

1. 議事

(1) 報告

- ① 経過報告（令和6年2月2日～2月29日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
ア 御殿場市議会議員選挙推薦候補者の選挙結果について

小林眞美会員（当選）、池谷晴一会員（当選）

イ 3月13日静岡県議会議員杉山好重氏感謝の集いについて

会長他3名の出席予定を報告

③ 日政連報告

(2) 協議事項

ア 令和5年度運動報告について

担当者作成中、出来次第チャットワークに掲載

イ 令和6年度運動方針案及び予算案について
運動方針は担当者作成中、出来次第チャットワークに掲載

予算案は内容を了承

ウ 3月15日令和5年度第4回分会長会議議題の検討について

報告事項

経過報告

御殿場市議会議員選挙推薦候補者の選挙結果について

日政連報告

協議事項

静政連からの提案要望事項

分会からの提案要望事項

その他の事項

分会長会議構成員による自由討議

エ 4月10日令和6年度第1回幹事会議議題の検討について

報告事項

経過報告

御殿場市議会議員選挙推薦候補者の選挙結果について

日政連報告

協議事項

議案の審議

第1号 令和5年度運動報告について

第2号 令和5年度収支決算報告について

第3号 令和6年度運動方針（案）について

第4号 令和6年度収支予算書（案）について

その他の事項

幹事会による自由討議

(3) 予算執行状況報告

会費納入状況報告

(4) その他の事項

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和5年度 第14回 常任幹事会

開会日：令和6年3月25日(月)

1. 議事

(1) 協議事項

ア 令和5年度運動報告について

内容を検討、訂正等は今週中に事務局に申し出ることに

イ 令和6年度運動方針案について

内容を検討、訂正版をチャットワークに掲載

ウ 令和6年度予算案について

内容を了承

エ 日政連会長表彰候補者の推薦について

静岡分会児島良孝会員、静岡分会小倉正稔会員の推薦を決定

オ 令和6年度定期大会について

次第を確認、役務担当者は会長に一任

カ 4月10日令和6年度第1回幹事会議議題の検討について

報告事項

御殿場市議会議員選挙推薦候補者の選挙結果について

日政連会長表彰候補者の推薦について

日政連報告

協議事項

令和6年度定期大会について

議案の審議

第1号 令和5年度運動報告について

第2号 令和5年度収支決算報告について

第3号 令和6年度運動方針（案）について

第4号 令和6年度収支予算書（案）について

その他の事項

幹事会による自由討議

(2) 議案の審議

ア 御前崎市議会議員選挙候補者の推薦について

全会一致で幹事会への上程を決定

(3) 予算執行状況報告

(4) その他の事項

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和6年度 第1回 常任幹事会

開会日：令和6年4月5日(金)

1. 議事

(1) 報告

① 日政連報告

(2) 協議事項

ア 令和6年度定期大会について

次第を確認、役務担当は会長一任

イ 4月10日令和6年度第1回幹事会議題の検討について

報告事項

御殿場市議会議員選挙推薦候補者の選挙結果について

日政連会長表彰候補者の推薦について

日政連報告

協議事項

令和6年度定期大会について

議案の審議

第1号 令和5年度運動報告について

第2号 令和5年度収支決算報告について

第3号 令和6年度運動方針（案）について

第4号 令和6年度収支予算書（案）について

その他の事項

幹事会による自由討議

(3) 議案の審議

ア 令和5年度運動報告について

全会一致で幹事会への上程を決定

イ 令和5年度収支決算報告について

全会一致で幹事会への上程を決定

ウ 令和6年度運動方針（案）について

全会一致で幹事会への上程を決定

エ 令和6年度収支予算書（案）について

全会一致で幹事会への上程を決定

(4) その他の事項

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和6年度 第2回 常任幹事会

開会日：令和6年5月8日(水)

1. 議事

(1) 報告

① 経過報告（令和6年4月5日～5月7日）

② 前回課題とした案件の処理状況

ア 静岡県知事選挙候補者の推薦について
推薦候補者 大村慎一氏、鈴木康友氏
出陣式、陣中見舞いの対応を検討

③ 日政連報告

(2) 協議事項

ア 令和6年度定期大会について
次第、進行、役務担当を確認

イ 6月13日令和6年度第2回幹事会議題の検討について

報告事項

経過報告

静岡県知事選挙の結果について

日政連報告

協議事項

令和6年度定期大会について

議案の審議

その他の事項

幹事会による自由討議

(3) その他の事項

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和5年度 第4回 理事会

開会日：令和6年1月26日(金)

1. 議事

(1) 報告事項

① 会務報告

令和5年9月8日から令和5年1月26日までの会務を報告

② 前回以降本日までの会務報告事項

ア 委員会・グループ進捗状況報告（9～12月）
9月～12月の活動を報告イ 特定行政書士研修修了者の報告
本会の修了者が137名であると報告

- ウ 一般倫理研修について
未受講者が約25%であると報告し、引き続き受講への呼びかけを依頼
- エ ふれあい募金の寄金について
12月12日静岡県社会福祉協議会に100,000円寄金を報告
- オ マイナンバーカードの代理申請等手続き事業について
12月28日熱海市と契約したと報告
- カ 令和6年新年賀詞交歓会について
次第等を説明、役務への協力を依頼
- キ 経理規程施行細則の一部改正について
令和5年10月6日改正の詳細を報告
- ク 苦情解決・業務相談に関する取扱要綱の一部改正について
令和6年1月11日改正の詳細を報告
- ケ 能登半島地震の義援金について
本会HPへの義援金募集掲載を報告
- コ 浜松中央警察署の管轄変更について
令和6年4月1日からの管轄変更を報告
- サ 令和5年度行政書士試験の実施について
令和5年11月12日(日)日本大学国際関係学部にて実施、次年度への協力を依頼

③ 日行連報告

(2) 協議事項

- ア 令和5年度事業報告、令和5年度事業計画及び予算の検討について
期限内提出への協力依頼
- イ 電子申請における行政書士代理申請欄設置等の調査及び報告
業務委員会等へ働きかけを依頼

(3) 議案の審議

- 第1号 令和6年度定時総会における退任顕彰について
全会一致で可決承認
- 第2号 会則施行規則及び様式の一部改正及び廃止について
挙手多数で可決承認
- 第3号 会則施行規則別表1の一部改正等について（報告含む）
挙手多数で可決承認
- 第4号 業務組織運営規程別表の一部改正について
挙手多数で可決承認

- 第5号 支部交付金等に関する規程及び様式第24、25号の一部改正について
全会一致で可決承認
- 第6号 補助者に関する規程に定める各届出書の一部様式の改正について
挙手多数で可決承認
- 第7号 会員の処分について
挙手多数で可決承認
- 第8号 会費免除申請について
全会一致で可決承認
- 第9号 登録抹消者の債権放棄について
全会一致で可決承認
- 第10号 顧問の委嘱について
静岡県議会議員 遠藤行洋氏（静岡市葵区・無所属・61歳・3期目）
行政書士制度静岡県議会議員連盟会員
全会一致で可決承認

(4) 予算執行状況報告

会費納入状況報告

(5) その他の事項

2. その他（理事会構成員による自由討議）

令和5年度 第4回 幹事会

開会日：令和6年1月26日(金)

1. 議事

(1) 報告

- ① 経過報告
令和5年9月8日～令和6年1月25日
- ② 前回以降本日までの経過報告
ア 行政書士制度推進静岡県議会議員連盟設立総会について
令和5年10月2日開催、役員、会員等を報告
- ③ 日政連報告

(2) 協議事項

(3) 議案の審議

- 第1号 顧問の委嘱について
静岡県議会議員 遠藤行洋氏（静岡市葵区・無所属・61歳・3期目）
行政書士制度静岡県議会議員連盟会員
挙手多数で顧問の委嘱を決定

- (4) 予算執行状況報告
会費納入状況報告
- (5) その他の事項

2. その他（幹事会による自由討議）

令和5年度 第3回 支部長協議会

開会日：令和6年1月26日(金)

1. 議題

(1) 報告

① 会務報告

令和5年9月22日から令和6年1月25日までの会務を報告

② 本会与支部、ブロック内及び支部相互の連絡調整に関する事項

ア 令和5年度行政書士試験の実施について
令和5年11月12日(日)日本大学国際関係学部三島駅北口校舎で実施を報告。次年度への協力を依頼

イ 特定行政書士研修修了者の報告
本会の修了者が137名であると報告

ウ 一般倫理研修について
未受講者が約25%であると報告し、引き続き受講への呼びかけを依頼

エ ふれあい募金の寄金について
12月12日静岡県社会福祉協議会に100,000円寄金したことを報告

オ マイナンバーカードの代理申請等手続き事業について

12月28日に熱海市と契約を締結したと報告

カ 令和6年新年賀詞交歓会について
タイムスケジュール等を説明

キ 会則施行規則及び様式の一部改正及び廃止について

1月26日理事会で決定した改正内容を報告

ク 会則施行規則別表1、別表2の一部改正について

別表1は1月26日理事会、別表2は1月11日日常任理事会で改正されたと内容を報告

ケ 業務組織運営規程別表の一部改正について
1月26日理事会で決定した改正内容を報告

コ 支部交付金等に関する規程及び様式第24、25号の一部改正について

1月26日理事会で決定した改正内容を報告

サ 補助者に関する規程に定める各届出書の一部様式の改正について

1月26日理事会で決定した改正内容を報告

シ 経理規程施行細則の一部改正について

10月6日日常任理事会で決定した改正内容を報告

ス 苦情解決・業務相談に関する取扱要綱の一部改正について

1月11日日常任理事会で決定した改正内容を報告

セ 能登半島地震の義援金について

本会HPへの義援金募集掲載を報告

ソ 浜松中央警察署の管轄変更について

令和6年4月1日からの管轄変更を報告

タ 顧問の委嘱について

静岡県議会議員 遠藤行洋氏（静岡市葵区・無所属・61歳・3期目）

行政書士制度推進静岡県議会議員連盟会員

1月26日理事会で顧問の委嘱が決定したことを報告

③ 日行連報告

(2) 協議事項

① 本会からの連絡（提案・要望）事項

ア 県土地対策課、農地利用課との意見交換会について

静岡県土地対策課及び農地利用課との意見交換会の開催にあたり、支部に担当者出席及び質問提出を依頼

イ 電子申請における行政書士代理申請欄設置等の調査及び報告

委員会等の状況を報告。支部での働きかけを依頼

② 支部からの提案要望事項

ア 「罹災証明書」の交付申請及び被災自動車の登録抹消手続き（静岡支部）

本会HP掲載の手続き動画を案内、引き続き取り組むと説明

(3) その他の事項

ア コスモス静岡からの支部講習会での広報活動について

コスモス静岡会員募集への協力を依頼

2. その他（支部長協議会構成員による自由討議）

令和5年度 第4回 支部長協議会

開会日：令和6年3月15日(金)

1. 議題

(1) 報告

① 会務報告

令和6年1月26日から令和6年3月14日までの会務を報告

② 本会と支部、ブロック内及び支部相互の連絡調整に関する事項

ア 令和6年度定時総会について

令和6年5月24日(金)プラサヴェルデで開催を報告

イ マイナンバーカード代理申請手続について
12月28日に熱海市と業務委託契約を締結したと現況を報告

ウ 令和5年度行政書士試験結果について

令和5年度行政書士試験の本県合格者は124名と報告、次年度への協力を依頼

エ 令和6年度本会の主な事業日程について
次年度の会務日程を説明

オ 3月13日県農地利用課、土地対策課との意見交換会について

意見交換会の実施を報告

カ 一般倫理研修の未受講者について

約25%の会員が未受講であると報告し、受講への呼びかけを依頼

ケ 盛土等の規制に関する条例等検証特別委員会での参考人説明について

県議会特別委員会への参考人出席を報告

③ 日行連報告

(2) 協議事項

① 本会からの連絡（提案・要望）事項

ア 年度末における登録抹消、支部事業等の事務処理について

期日までの必要書類提出を依頼

イ 11月30日くらしの無料合同相談会の相談員について

令和6年度親睦大会と日程が重複したことを報告、相談員確保への協力依頼

ウ 大規模災害時被災者支援協定について

市町と締結している協定の見直しに向けて、開催予定の担当者会議への出席を依頼

エ デジタル推進に関する支部助成金について

支部のデジタル推進活動に対する助成金の予算計上を報告、協力依頼

② 支部からの提案要望事項

ア 市町の電子申請への対応について（志太支部）

デジタル化の中での、職印押印の考え方等を説明

(3) その他の事項

自然災害基金規程から、石川会、富山会、新潟会への義援金の支給を報告

2. その他（支部長協議会構成員による自由討議）

令和5年度 第3回 分会長会議

開会日：令和6年1月26日(金)

1. 議題

(1) 報告

① 経過報告

令和5年9月22日から令和6年1月25日までの会務を報告

② 静政連と分会相互の連絡調整に関する事項

ア 顧問の委嘱について

静岡県議会議員 遠藤行洋氏（静岡市葵区・無所属・61歳・3期目）

行政書士制度推進静岡県議会議員連盟会員

1月26日幹事会で顧問の委嘱が決定したことを報告

イ 行政書士制度推進静岡県議会議員連盟設立総会について

令和5年10月2日開催、役員、会員等を報告

ウ 分会活動費の支給について

後期分会活動費の支給を報告

③ 日政連報告

(2) 協議事項

① 静政連からの連絡（提案・要望）事項

- ② 分会からの連絡（提案・要望）事項
ア 政連活動費について（静岡分会）
分会活動費について意見交換

(3) その他の事項

2. その他（分会長会議構成員による自由討議）

令和5年度 第4回 分会長会議

開会日：令和6年3月15日(金)

1. 議題

(1) 報告

① 経過報告

令和6年1月26日から3月14日までの経過を
報告

- ② 静政連と分会相互の連絡調整に関する事項
ア 御殿場市議会議員選挙推薦候補者の選挙結果について
小林真美会員と池谷晴一会員の当選を報告

③ 日政連報告

(2) 協議事項

① 静政連からの連絡（提案・要望）事項

② 分会からの連絡（提案・要望）事項

(3) その他の事項

2. その他（分会長会議構成員による自由討議）

編集後記

令和6年も気付けば半ばとなっていました。梅雨明けはまだまだ先になりそうですが、この後訪れる暑い夏に備えた準備をしていきたいところです。

さて、先5月24日には通常総会を無事終えることができ、今年度の活動もますます本格化していくことでしょう。今年度は毎年6月半ばに開催されていた親睦大会が11月に移動するなど、多少行事日程に変更が生じております。秋開催ということで天候に恵まれる確率は高くなると予想され、我々といましては、多くの会員の皆様が競技を楽しまれる姿を記事に収めることができるものと期待している次第です。

そういった行事等も含めて、広報委員会では会員の皆様に今年度の静岡県行政書士会に関する情報を余すことなく伝えていくとともに、次の総会も無事に迎えられるよう活動を続けてまいります。

行政書士しずおか No.313 2024年春号

発行 静岡県行政書士会
〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町2番113号
TEL 054-254-3003・254-3005 FAX 054-254-9368 URL www.sz-gyosei.jp

発行人 会長 平岡康弘
編集 広報部長 鈴木 淳 同委員長 小木隆彬 同委員 菊池美弥・柴 友理・伊藤 僚・酒井佑一郎・古橋洋美・伊藤みほ
印刷 池田屋印刷株式会社
〒422-8058 静岡県静岡市駿河区中原746番地の1
TEL 054-285-8275 FAX 054-284-2846

発行年月日 令和6年6月30日

静岡県行政書士会 申請取次行政書士管理委員会

申請取次届出済証明書 更新手続きのご案内

申請取次行政書士の皆様

届出済証明書の有効期間は「**3年**」です

有効期間を確認し、余裕をもって日行連主催の【**研修会**】を受講してください

※ ご自身の更新手続き時期に研修会が開催されない可能性があります

※ 手続きの締め切り日を過ぎますと更新ができず、新規としての手続きが必要となります

【フローチャート】



●申請取次手続きのフローチャート

<https://www.sz-gyosei.jp/private/editclose/shintori>

静岡県行政書士会ホームページ TOP

> 会員ログイン > 各種手続き > 申請取次業務

にて、必要書類等をご確認ください

【規程】



●参考資料「規程」

<https://www.sz-gyosei.jp/private/Rule/download/32>

静岡県行政書士会ホームページ TOP

> 会員ログイン > 会員遵守事項・法規集 > 申請取次行政書士
管理委員会規程

【実務研修会の日程】



●日行連行政書士申請取次関係研修会

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori>

日行連ホームページ TOP

> 会員ログイン > 研修・セミナー > 申請取次関係研修

実務研修会の詳細は日行連のホームページをご確認ください

QRコードは[会員ログイン]後
スマホカメラをかざしてニャ



所持する届出済証明書の更新手続き締め切り期限を徒過し、有効期間を経過した場合は、
再度行政書士申請取次事務研修会(新規)を受講していただくこととなりますので、十分にご留意ください。

一般倫理研修の受講について

静岡県行政書士会では、令和6年6月現在「一般倫理研修」受講率は、全会員の82%に留まっており、約270名が未受講となっております。

正統な理由がないまま受講期限から6か月が経過しますと、日本行政書士会連合会の対応指針に基づき、処分等の厳しい対応をせざるを得ない可能性があります。

今後、会場型研修を予定しておりますが、未受講会員は早急にオンライン研修を受講するか、改めて対象会員に案内いたします会場型研修に必ず出席してください。

一般倫理研修受講のお願い

○概要

一般倫理研修は、行政書士に対する信用及び品位を高めるため、全会員に5年に一度の受講が義務付けられている義務研修です。

令和3年の職務上請求書の不正使用による事件を契機として、再発防止を徹底するため、国家資格者たる行政書士の素養の一つとして必要な倫理について、それを養い維持するための研修の受講が“義務化”されました（日本行政書士会連合会会則62条の2第3項）。

本研修を受講しなかった場合、会則等の遵守義務違反に該当し、各都道府県行政書士会会則に基づく処分の対象となる可能性があります。

○研修科目

- ①行政書士法及び関係法令 ②人権 ③職業倫理 ④職務上請求書の適正使用

○受講方法

中央研修所研修サイト (<https://gyosei.informationstar.jp/>)

で提供されるビデオ・オン・デマンド（VOD）コンテンツを視聴していただきます

中央研修所研修サイトへのアクセスはこちら→



※視聴にはPC・スマートフォン等が必要です。

※中央研修所研修サイト（VOD）での受講が困難な場合は、ご所属の単位会にご相談ください。

※初回は、ID、パスワードの発行が必要です。

○受講期限（初回）

- ①令和5年8月31日時点で会員である者

令和6年3月31日までに受講し、修了する。

- ②令和5年8月31日以降新規に登録を受けた者

登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講し、修了する。

例：令和6年3月1日に登録した者 ⇒ 令和6年6月30日まで

<参考（次回期限）>

修了日の5年後の日が属する年度の3月31日

例：令和6年2月1日に修了した場合⇒令和11年3月31日

令和6年7月1日に修了した場合⇒令和12年3月31日



日本行政書士会連合会 公式キャラクター コネマサくん



静岡県行政書士会